

平成 30 年度履行状況調査結果一覧

(別紙 2)

機関名: 札幌医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定や監事及び会計監査人との連携など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 北海道公立大学法人札幌医科大学における競争的資金等の使用に関する不正防止プログラムにおいて、「最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用等を防止するため、本学の実態把握に努め、不正を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた管理・執行体制の構築を図るものとする。」と定め、研究費不正防止行動計画を策定し、想定される不正発生要因について、チェックポイントを設定、対応策を講じている。また、モニタリングの結果を踏まえつつ、必要に応じて、適宜、不正防止行動計画の見直しを行っている。</p> <p>(2)不正防止計画の実施 不正防止計画推進部署であり、かつ科研費をはじめとする外部資金等の経理審査部署でもある研究支援課(H29まで附属産学・地域連携センター)において、監査を所掌する部署である監査室と連携を図りながら、内部監査結果の措置状況を整理・検討するなどにより、具体的な対策の実施状況を確認している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】 支出財源を特定するため、発注関係書類に支出財源を記載の上、事務を執り進めることとしている。 また、発注者(研究者)と附属産学・地域連携センターにおいて、それぞれ収支簿を作成するとともに、電子システム上の執行済額、執行可能額を定期的に確認することにより、予算執行状況を随時、正確に把握できるよう努めている。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 検収担当課(事務局管財課及び附属病院医事経営課)で納品検収を行う際、物品の本体又は箱・外装等に、油性インクを使用したマーカ印を押印することにより、業者による物品の持ち帰りや再利用を防ぐこととしている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】 北海道公立大学法人札幌医科大学内部監査規程に基づき、監査室は、監査の実施に当たり、監事及び会計監査人の行う監査と連携、調整し、効率的な実施を図ることとしている。 内部監査後、重大な指導・改善案件がある場合は、速やかに情報提供・共有を行う体制としており、期末決算監査時には、監査結果について情報を共有し今後の監査方針について検討を行うなど、監査室と監事及び会計監査人による連携を進めている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 秋田県立大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>「公立大学法人秋田県立大学研究費取扱規程」を定めて学内に公表している。</p> <p>また、コンプライアンス教育として、研究活動の適正な実施に向けた説明会を開催し、より具体的にルールの解説を行っている。さらに、具体的なルールを掲載した「研究費ハンドブック」(冊子)での学習(受講)も課し、ルールを周知している。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】</p> <p>受講状況及び受講結果については、採用の都度、名簿により管理している。</p> <p>理解度については、コンプライアンス教育(研究費ハンドブック学習)の受講後に理解度チェックテストを実施し、把握している。基準点に到達できなかった者には、フォローアップを速やかに行い理解を促している。フォローアップの方法としては、理解度チェックテストの回答で誤りのあった問題について、研究推進チーム事務職員と基準点に到達できなかった者との間で、面談しながらさらに詳しく説明している。</p> <p>平成 27 年度: 受講率 100%</p> <p>平成 28 年度: 受講率 100%</p> <p>平成 29 年度: 受講率 100%</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 福島県立医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施や予算執行状況の把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 平成20年9月より、ルールの全体像を体系化し、研究者及び事務職員向けにわかりやすく解説した「科学研究費助成事業の執行マニュアル」を策定している。 また、国のガイドライン及びそれに基づく本学の関係規程等が多くあることから、重要ポイントを1つにまとめた研修会資料を作成し、学内研修会時に受講者に分かりやすく周知することに努めている。また学内専用 HP に当該資料を掲載し、いつでも閲覧できるようにしている。</p> <p>(3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 公立大学法人福島県立医科大学公的研究費の管理・運営体制に関する要綱第4条により、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に年に1回のコンプライアンス教育に係る研修会への参加を義務付け、研修会の開催後、事務局から各所属に受講者一覧を送付し、所属内に掲示することで、事務局及び所属部局等で受講状況の管理を行っている。研修会の終了後に、理解度調査票を配布し、所属ごとに回答数の集計結果を提出している。都合により集合研修会に出席できなかった場合には、少人数での研修会や個別に研修会の模様を録画した DVD を送付しての研修受講等の対応をしている。また、未受講者は競争的資金等の申請ができない。平成27年から平成29年のコンプライアンス教育の受講率は100%である。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 予算の執行状況については、財務会計システムにて一元管理しており、研究者及び事務局双方が常時予算の執行状況を把握・検証する仕組みを構築している。</p> <p>【発注した当事者以外の検収が困難である場合について】 公立大学法人福島県立医科大学における競争的資金等に係る不正防止計画に基づき、発注者以外では履行が確認できない場合、確実に納品されたことを確認するため、納品されたものについて納品日の日付入りの写真を撮り支払伝票に添付することとしている。それにより後日事務局において、納品が確実に行われたことを確認している。 また、学外に物品等が納品される場合は、本学理事長より納品先の機関長宛に検査事務委任を行っており、検収確認方法や検収を確認する職員については相手方の機関のルールに則り実施している。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 公立大学法人福島県立医科大学職員服務規程第9条に基づき所属で出勤簿を管理することとしており、非常勤雇用者については毎月事務局総務課へ出勤簿や准職員等勤務状況確認書を提出することで事務部門での勤務状況確認を行っている。 また、年に2回以上、事務局職員が抜き打ち的に非常勤雇用者の勤務場所に赴き、非常勤雇用者本人または他の職員へ面接を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 静岡県立大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、不正発生要因の分析、監査計画の立案など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化 「静岡県立大学公的研究費の管理・監査事務取扱指針」の第3条(1)の規定にしたがい、教職員等に向けた静岡県立大学事務手続ガイドにおいて公的研究費等に係る事務処理手続きに関するルールや注意事項を明確に定めている。</p> <p>「静岡県立大学公的研究費の管理・監査事務取扱指針」の第3条の規定にしたがい、事務局及び公的研究費等適正管理推進委員会にて情報を収集し、必要な見直しを毎年行っている。見直しの具体例として、静岡県立大学における雇用手続の状況・様式等の情報を収集し、適切なチェック体制保持の観点から、「研究費雇用職員の出役表を本人が総務室へ直接提出として、出役を事務局で直接確認する体制へ変更」等を行っている。</p> <p>[ルールの周知について] 「静岡県立大学事務手続ガイド」を作成し、教職員に提示している。新任の教員について新規採用教員説明会において手渡しで提示し、ホームページにも掲載し常時アクセスできる状況にしている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(2) 不正防止計画の実施 公的研究費等不正防止計画推進センターが「公的研究費等不正防止計画における具体的取組事項」を作成し、公的研究費等適正管理推進委員会において報告することで実施状況を確認している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>[不正発生要因の分析、監査計画の立案について] 支出の偏りや各種リスクを把握するなど、公的研究費以外の資金も含めて書面監査を実施する中で不正発生要因を分析し、実地監査の重点項目として特定テーマを設定している。</p> <p>毎年度、内部監査計画書を策定している。なお、毎年度異なった特定テーマを設定し実地監査を実施している。(H26 非常勤職員等の勤務に関する事項、H27 法人財産に関する事項、H28 契約事務に関する事項、H29 教職員給与の支給状況)</p> <p>[監事及び会計監査人との連携について] 監事には内部監査結果を報告し、会計処理等に係る課題を共有している。会計監査人とは連携して内部統制の整備状況等について定期的に意見交換会(年2回6月の監査結果報告時及び12月前後)を実施し、コミュニケーションを図っている。</p> <p>[コンプライアンス教育における取扱いについて] 内部監査の結果とその措置状況について年度毎に取りまとめ、コンプライアンス意識の啓発や類似事例の再発防止に活用すべく監査事例集として大学内に配布している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 滋賀県立大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、不正防止計画の策定など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 平成 29 年度に開催したコンプライアンス教育において、管理監督者層と一般教職員層を区分して実施しており、管理監督者層の研修では、グループディスカッションを取り入れ、より実効性のある研修の進め方を行っている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 内部監査で確認した内容を体系的に整理・評価している。また、不正行為防止計画の計画内容に対し、担当部署の取組実績・進捗評価を行っている。両者の結果を反映する形で、不正行為防止計画を3年毎に見直しを行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 京都府立大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、業者による持ち帰り等を防ぐ取組など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 毎年度、競争的資金に関わる教員及び総務(旅費)、経理(執行等全般)、企画(科研費等)部門及び学部事務の関係職員を、公的研究費の運営・管理に関わる教職員として受講対象とし、研修受講後、誓約書及び理解度チェック票を提出してもらうことにより、受講状況及び理解度を把握している。</p> <p>なお、研修の未受講者については、コンプライアンス研修を録画した DVD を視聴させ、理解度チェック票を提出させることにより、全構成員に教育を実施しており、過去3年間の受講率は100%を維持している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 検収時に、納品書に記載のシリアル番号と、納品物のシリアル番号とを突合確認している。また、パッケージに開封した痕跡がないかなど商品の状態を確認し、反復使用などがいないかの確認をしている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 京都府立医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、旅費精算業務の確認、業者との癒着を防ぐ取組など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】 旅費精算時に出張報告書、会議等のプログラム等を提出させ、事務部門で把握・確認している。出張報告書の様式には、研究課題名、打合せ等を行った相手方の職・氏名、宿泊先(ホテル名)の記載をするようにしている。また、内部監査において、抽出された研究者に対し、ヒアリング等の調査を行い、事実確認を行っている。</p> <p>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 過去2年度内部監査を受けていない研究課題の中から、研究種目ごとに研究費金額の上位の研究課題を対象に、支払金額の上位3社を抽出し、業者の帳簿と本学の伝票との突合を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:和歌山県立医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、非常勤雇用者の雇用管理など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 (1)すべての教員(2)教員以外の者であって競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(一般職員、準職員(学内助教、特別研究員、事務専門職員、研修医、学長特命教員、非常勤講師ほか)、臨時職員(事務補助員、事業担当補助員、秘書ほか)、競争的資金を財源として報酬(謝金)を受ける者(学部学生を含む)、その他(博士研究員、大学院生、大学院研究生ほか)を対象者として、明確に設定している。 年1回外部講師を招聘し研修会を開催。当日参加できなかった者には後日、研修内容を録画したDVDを当該所属長(コンプライアンス推進副責任者)あて配付し、その責任において受講を終えるまで受講管理を行っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 当該年度採用の非常勤雇用者から無作為抽出し、非常勤雇用者の出勤簿の確認、勤務状態や勤務内容のヒアリングを行っている。また、報酬・謝金で単発的に雇用する者についても無作為抽出にて、ヒアリングを実施している。報酬使用伺いと勤務内容も確認している。これらを随時、無通告で実施している。</p> <p>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 癒着の可能性が高いと考えられる「取引額」もしくは、「取引回数」が多い事業者の売上帳簿(写し)と、該当する支出(収支簿)を全て突合確認している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 高知工科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、予算執行状況の検証、物品・役務の発注業務、検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理、研究者の出張計画の実行状況の確認など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 学内経費・公的研究費等の執行ルールを分かり易くまとめた「経費支出ガイドライン」を作成し、学内HPに掲載している。 執行ルール説明会を実施し、当日の資料を学内向けHPに掲載している。競争的資金採択時には、関連する教職員で使用するルール等についての認識を共有するために打ち合わせを実施している。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンス教育の受講状況は以下のとおりである。 平成27年度 83.4% (対象193名:修了161名) 教員 87% (対象152名:修了132名)、外部資金関連の事務職 71% (対象41名:修了29名) 平成28年度 74.7% (対象1,197名:修了894名) 教員 94% (対象157名:修了147名)、事務職 56% (対象130名:修了73名)、 学部生 72% (対象643名:修了462名)、修士 79% (対象197名:修了155名)、博士 81% (対象70名:修了57名) 平成29年度 76.3% (対象1,217名:修了928名) 教員 95% (対象154名:修了146名)、事務職 53% (対象129名:修了68名)、 学部生 70% (対象639名:修了445名)、修士 95% (対象226名:修了214名)、博士 80% (対象69名:修了55名) 平成27年度は、「高知工科大学における研究倫理教育の実施に関する要領(平成28年4月1日施行)」制定前につき学生は義務化しておらず、事務職員は外部資金関連部署に所属する職員のみ受講。</p> <p>未受講者は統括管理責任者に報告するとともに、教員に対しては、競争的資金の応募・執行権限が無いことを該当者に伝えるとともに早急な受講を要請。教員未受講者(平成29年度時点で8名)については、競争的資金を保有していないため執行実績はない。また、競争的資金への応募や競争的資金の受入を行おうとする時点で、未受講者に対しては応募や受け入れを認めない対応を行うが未受講者の応募はなかった。学生については、平成28年度以降未受講者に対して受講督促を7回行っている。事務職員は、全員に受講要請をした上で、競争的資金に関わる部署(財務課、研究連携課、学群事務室)に未受講者がいれば受講督促を行っている。平成29年度事務職員129名のうち競争的資金に関わる部署43名の受講率は90%(対象43名:修了39名)。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 本学において不正を発生させる要因となりうる不正の態様や事例を、物品購入、旅費、謝金に分けて整理し、経費支出ガイドライン等で周知を図っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】 財務システムで定期的に執行状況をチェックするとともに、執行状況についての確認会議を、外部資金を所掌する研究連携課で毎月実施している。研究計画と執行状況に乖離のある教員は、その原因等についてヒアリングを実施している。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】 執行状況の検討会議を執行部署である研究連携課で毎月開催することで、執行状況の把握、分析を行っている。執行状況の遅れ等が生じている教員に対してはヒアリングを行い、適正な執行を促している。</p>	<p>特になし。</p>

また、収支簿等により分割発注や不自然な取引の有無、特定業者への集中等についてチェックを実施している。

【発注した当事者以外の検収が困難である場合について】

第三者検収業務を省略している5万円未満の場合でも、競争的資金の中で学内保有率が最も高い科研費について、最も不正行為が起こるリスクが高いと懸念される立替払いは、全て事後の納品確認を実施している。

平成28年度 競争的資金を原資とする5万円未満の執行件数:984件

平成28年度 科研費を原資とする5万円未満立替払(第三者の事後確認)件数:503件

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

給与システムで重複勤務や勤務時間をチェックするとともに、勤務時間が極端に多い者などを対象として、抜き打ちによる勤務実態の事後確認を実施している。

【研究者の出張計画の実行状況等について】

教員の出張スケジュールを全てWeb上で可視化しており、学内教職員全員が閲覧可能である。スケジュールを公開することにより、第三者が出張期間、出張先等の把握を行うことでカラ出張等の牽制を行っている。

【その他】

1. ガイドライン改正(平成26年2月18日)後の取組について

カラ出張が起きる要因として、第三者による事実確認や牽制が不十分であることを利用した事例が多いと思われるので、教員の出張スケジュールを全て可視化し、学内教職員全員が閲覧可能としている。スケジュールを可視化することで不適切な旅費の執行のけん制を行っている。

統括管理責任者が、教授会等で研究不正に関する注意点や情報を定期的に報告することで意識付けを行っている。

2. 研究活動の効率低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減も踏まえた不正防止方策の在り方について

不正防止方策において、研究活動の効率低下防止、構成員の負担軽減、機関の管理コストの低減の観点から、学内配分研究費の繰越制度、スケジューラーを利用した出張の可視化、予算執行状況の可視化を行い不正防止に取り組んでいる。

機関名:北九州市立大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール of 明確化・統一化、コンプライアンス教育の実施、受講管理・理解度把握、不正を発生させる要因把握、予算執行の検証など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 平成 30 年2月、全教員に「研究費の執行に関する要望調査」を実施、現在取りまとめて要望のあった項目ごとに見直しを検討している。</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 対象者:公的研究費の運営・管理に関わる教員、大学院生、事務職員 実施方法:コンプライアンス推進責任者研修を実施、責任者が各部局においてそれぞれ研修を実施 実施時期:責任者研修=毎年5～6月頃 各部局での研修=6～10月頃 実施回数:年1回</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 責任者研修及び各部局での研修の受講状況は以下のとおり把握し、理解度については、研修後の問い合わせ等を集約して状況確認をしている。</p> <p>コンプライアンス推進責任者研修 【受講対象者】コンプライアンス推進責任者 平成 27 年度 対象者:15 名 受講者 15 名 未受講者 0 名 受講率:100% 平成 28 年度 対象者:15 名 受講者 15 名 未受講者 0 名 受講率:100% 平成 29 年度 対象者:15 名 受講者 15 名 未受講者 0 名 受講率:100% 全教員及び公的研究費に関わる職員を対象とした研修 ・各部局での研修 【受講対象者】教員及び公的研究費に関わる職員 【教員】 平成 27 年度 対象者:264 名 受講者:254 名 未受講者:10 名 受講率:96% 平成 28 年度 対象者:261 名 受講者:225 名 未受講者:21 名 受講率:86% 平成 29 年度 対象者:264 名 受講者:255 名 未受講者: 9 名 受講率:97% 【職員】 平成 27 年度 対象者:31 名 受講者:31 名 未受講者:0 名 受講率:100% 平成 28 年度 対象者:31 名 受講者:31 名 未受講者:0 名 受講率:100% 平成 29 年度 対象者:31 名 受講者:31 名 未受講者:0 名 受講率:100% 未受講者への対応 後日コンプライアンス推進責任者が未受講者へ個別に説明、出張等で直接説明できない場合又は未受講者の数が多い場合等は、資料をメールで送り、補足説明で対応(未受講者は、現時点までに責任者が未受講者とコンタクトが取れなかった等の理由により全く代替措置を受けていない数。) ・平成 29 年度に専任教員を対象とした研究不正防止研修を実施 対象者:261 名 受講者:259 名(研修後の録画映像による受講者含む) 受講率:99% 大学院生(博士前期・博士後期・専門職学位)は、1年次に e-learning 研修を義務付けている。 平成 27 年度 対象者:213 名 受講者:205 名 未受講者:8 名 受講率:96% 平成 28 年度 対象者:236 名 受講者:212 名 未受講者:24 名 受講率:90% 平成 29 年度 対象者:217 名 受講者:102 名 未受講者:115 名 受講率:47% 公的研究費を管理する教員にも e-learning 研修を義務付けており、その受講率は 100%である。</p>	<p>特になし。</p>

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

備品の管理体制が不十分(シリアルナンバーを管理していなかった)であったことから、当初納品されていたものと同型の備品であれば、すり替わっていても気づくことができなかった。その対策として、備品管理体制の反映策の検討を盛り込んだ研究不正防止計画を平成30年度に策定している。

[シリアルナンバー管理、備品シールの素材、特殊インクによるマーキング 等]

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

[予算執行状況の検証等について]

事務局が予算執行状況を確認し、研究開始から一定期間経過後に執行率が30%未満の研究者をリストアップして、コンプライアンス推進責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、研究費の執行計画に基づき、必要に応じてその研究者にヒアリングを行い、状況によっては、研究計画の見直しを検討させている。

機関名: 福岡県立大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール of 明確化、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、予算執行の検証、非常勤雇用者の雇用管理、監事と会計監査人との連携など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化 福岡県立大学不正防止計画や「公的経費使用ハンドブック」、その他関係規程を適宜見直している。近年では、インターネットによる物品購入が増加したため、そのルールについて新たに学内通知やハンドブックへの追記を行った。</p> <p>(3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象として、年1回(9月～10月ごろを予定)、説明会形式で実施している。当該年度の競争的資金獲得者に対しては、必ず参加するよう呼び掛けている。 なお、欠席者に対しては、資料をメールと紙媒体の両方で提供しているほか、当該年度の競争的資金獲得者で欠席の者に対しては、個別に重点事項の説明を行っている。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンス教育の受講状況、未受講者への対応及び理解度把握は、以下のとおりである。 平成27年度 81.3% (受講対象者: 教員107名、事務局5名/受講者: 教員88名、事務局3名) 各学部教授会に併せて統括管理責任者が実施 未受講者への対応及び理解度把握は、資料を配布し、内容理解度についてのアンケートを提出させた。理解度の低い研究者に対しては、統括管理責任者から直接指導を行った。</p> <p>平成28年度 70.7% (受講対象者: 教員110名、事務局6名/受講者: 教員78名、事務局4名) 各学部教授会に併せて実施 未受講者への対応及び理解度把握は、平成28年度第一回の受講率が極端に低かった(24.7%)ため、第二回を開催した。両方欠席の者に対しては資料を紙で配布するほか、当該年度の競争的資金獲得者で欠席の者に対しては、個別に重点事項の説明を行った。また、内容理解度についてのアンケート調査を実施し、研究者全員及び科研費事務に携わる事務職員から提出させた。</p> <p>平成29年度 46.3% (受講対象者: 教員115名、事務局6名/受講者: 教員53名、事務局3名) コンプライアンス教育単体で実施 未受講者への対応及び理解度把握は、欠席者に対して資料をメールと紙媒体の両方で提供しているほか、当該年度の競争的資金獲得者で欠席の者に対しては、受講した場合と同じ理解度に達することを目的として、個別に重点事項の説明を行った。また、内容についての理解度テストを、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象として実施し、誤答があった者に対しては、誤答箇所の参考資料を配布し、改善させた。(平成29年度の理解度テストについては休職中等の者を除き、全対象者から提出させた。(テスト提出率97.5%、休職中を除けば100%)なお、平成29年度は、教授会に併せてではなく単体での開催とし、フォローアップを確実にを行う方針で実施したが、受講率が低下したため、平成30年度は教授会での開催や複数回の実施を検討している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 例年12月ごろまでの予算執行状況を確認し、コンプライアンス推進責任者(各学部長)から、各学部の構成教員のうち競争的資金の執行率が芳しくない者に対し、確認・指導を行っている。人間社会学部では、教授会において各教員の執行率を発表し、芳しくない者に対してその場で確認・指導を行っている。看護学部では、執行率が芳しくない者に対して学部長が面談を行い、その理由等を聞き取った上で、口頭で指導し結果を事務局へ報告している。</p>	<p>特になし。</p>

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

事務局内にある出勤簿に都度押印させることで、勤怠管理を行っているほか、採用時や契約更新時には勤務条件に関する書面を事務局から交付している。

第6節 モニタリングの在り方

【監事及び会計監査人との連携について】

年に一度、「監事・コンプライアンス推進室・学内監査室合同会議」を開催し、内部監査の実施状況を報告したうえで意見交換や質疑応答を行うほか、内部監査の手法や対象の抽出方法、実施体制等について監事から必要な助言を受けている。

【コンプライアンス教育における取扱いについて】

内部監査の取りまとめ結果(特に問題のあった事項)について、経費執行の際の注意点としてコンプライアンス教育の参加者へ周知している。

【その他】

1. ガイドライン改正(平成26年2月18日)後の取組について

福岡県立大学は、事務局職員が21名と極めて少なく、総務財務班の担当職員だけでは購入物品の検収も十全を期しがたいと思われたので、事後は総務財務班全員で検収に当たることとして、検収体制の充実を図った。

他大学でいわゆる業者への預け金が発生していることから、同様の事案が福岡県立大学において発生しないように、新たに一定金額以上の物品を購入した業者に対して、その取引内容が福岡県立大学の台帳と整合している文書で照会・確認をすることとした。

機関名:自治医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの特明確化や不正を発生させる要因の把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 「研究費取扱いの手引き」を作成し、研究者及び研究補助員等、研究費の執行に携わる全ての構成員に周知している。研究費の使途、研究費の支払、経理書類の提出、経費ごとの注意事項等を盛り込んだ内容となっている。毎年、年度初めに最新版を作成し、必要に応じて更新を行うこととしている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 同一研究室における同一業者との多頻度取引は、癒着等の不正を発生させる要因と考えられることから、研究費の執行状況については特定の業者に発注が偏っていないかを注視し、研究者または研究課題ごとにその取引実績を調査し、不正発生の要因が存在しないか分析を行う。また、不正防止計画の見直しについては、監査実施後の情報や関係部署と調整しながら、ハンドブック「競争的資金等の不正使用防止について」の改訂のタイミングに合わせて、見直しを行っている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 競争的資金を多く獲得している研究者や、旅費の支出、備品の購入が多い研究者等について、書類監査の対象にしている。また、実態の確認が必要と思われる場合には、研究者とのヒアリングを実施している。ヒアリングの内容としては、研究計画どおりの執行となっているか、研究との関わり(どのように使用するのか、立替が多い場合は立替が必要な理由)、不正使用が疑われるようなことがないか等。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】 内部監査とは別に、本学の常勤監事による競争的資金の経費執行等に係る業務監査を行っている。内部監査は業務監査との研究課題の重複を避けて行い、実施後は情報交換を行い、必要に応じて監事及び監査法人に助言を求めるなど、情報を提供している。「学校法人自治医科大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規程」第24条第4項において、「必要に応じ監事及び監査法人に助言を求めるものとする」と規定している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 東洋大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、不正防止計画の実施やリスクアプローチ監査の具体的な方法など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (2)不正防止計画の実施 不正防止計画推進部署である研究推進部研究推進課は、公的研究費の執行を行っている全部署と密接な連携・連絡を取っている。また、年度末に会合を実施したり、グループウェアを利用し、リスクが顕在化したケースの状況等を共有したり、公的研究費執行要領の改訂を行っている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 リスクアプローチの一環として、経理部より大学全体の会計データを入手して公的研究費についての執行状況の一覧化、統計データ(業者ごとの取引状況、研究課題ごとの月別執行状況等)の作成分析を通じて、監査対象の抽出に役立っている。また、公的研究費の監査対象となる教員等のみならず、内部監査の対象となった管理部署、管理責任者等に対するヒアリングを実施して管理体制に対するチェックと意識喚起に努めている。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】 「学校法人東洋大学内部監査規程」第 16 条で、(他の監査との関係)の条文を明示して、内部監査室、監事及び会計監査人との三様監査に関する連携を明確にしている。具体的な連携について、監事に対しては、月1回開催される理事会終了後に懇談の時間をとり意見交換を行っている。また会計監査人に対しては、定例の打合せを期中監査実施前の9月、期末監査実施前の5月に実施しており、効果的・効率的な監査の実施に努めている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 日本医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール of 周知や不正を発生させる要因の把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1) ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 「日本医科大学公的研究費取扱要領」にルールを規定し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすくなるよう毎年度改正している。更に、教授会以外にも競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、毎年定期的に研修会等を開催し、当該要領を配付し、改正ポイントを説明する等、公的研究費の使用ルールの周知徹底を図っている。なお、当該要領は、学内ホームページに掲載し、関連規定、研究活動の不正行為に係る通報・相談窓口についても併せて掲載している。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 「学校法人日本医科大学公的研究費不正防止計画」について、不正防止計画推進委員会が各管理責任者及び監査室等と連携して、不正防止計画の進捗状況を確認・検証するとともに、不正防止計画の着実な実施及び必要な見直し等について具体的に提言し、適宜対策を講じている。また、毎年度、公的研究費の研究課題の中からサンプルを抽出し、年間を通した内部監査を実施し、新たに不正を発生させる要因がどこにあるか評価している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 教職員に対して、毎年定期的に研修会等を開催して、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことについて、周知している。併せて、科研費の研究代表者へ再度メールを送付し、周知徹底している。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 「日本医科大学公的研究費(直接経費)取扱要領」に規定しており、謝金等の支払い時に、勤務を立証する客観的な資料として、タイムカード等の導入による出退勤の確認や業務内容を記載した出勤簿の提出を義務つけて勤務管理を行っている。また、必要に応じて、電話をしたり、不定期に勤務場所を訪問して勤務状況を確認したりするなど、支払いを受ける者の実在性の確認を行っている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【監事及び会計監査人との連携について】 監査室は、以下のとおり監事及び会計監査人との連携を強化している。</p> <p>(1) 内部監査部門と監事との連携 内部監査部門である監査室は、内部監査業務のほか、監事の監査業務の支援を行っている。また、毎月2回定例の連絡会を開催し、監事監査業務に関する協議や、監査全般に関する情報交換・意見交換を行っている。</p> <p>(2) 内部監査部門と会計監査人との連携 独立監査人である公認会計士の会計監査に立ち会い、必要に応じて説明を行っている。また、公認会計士の会計監査の講評(毎年5月)に出席し、公認会計士の監査意見を聞いている。</p> <p>(3) 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携 監査関係者の連携を一層強化するため、「三様監査協議会」を年2回(5月及び11月等)開催し、各監査機能が効率的・効果的に果たされ、法人全体として監査機能の向上が図られるよう情報交換・意見交換を行っている。なお、上記の公認会計士の会計監査の講評には監事も出席している。</p> <p>上記(1)及び(3)においては、監査室から、公的研究費を含む内部監査の計画や監査結果を報告しており、監査対象部署における取組の状況や監査上の問題点等について、意見交換を行うとともに、情報や認識を共有し、お互いの監査活動に役立てることにしている。また、監事は、これらを通じて内部監査の手法等について検証している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 学習院大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知やコンプライアンス教育の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行い、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 「公的研究費等の適正使用に関するガイドブック」、「科学研究費助成事業 直接経費事務取扱要領」については、研究支援センターが実施する科学研究費取扱説明会において説明し、教職員向け学内ホームページに掲載している。また、「公的研究費等の適正使用に関するガイドブック」については、学部長会議において配付し、統括管理責任者である副学長より内容の説明をしており、各学部長より各教授会にて報告し周知している。なお、事務職員に対しては、コンプライアンス研修会及び大学の管理職が集まる会議体において説明し、教職員向け学内ホームページに掲載し周知している。</p> <p>(3) 関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 大学に所属する常勤の研究者及び公的研究費の採択を受ける非常勤の研究者と、大学の事務に携わる職員及び副手を対象として、監査法人より公認会計士を講師に招き、研修会方式にて、科学研究費の公募時期である 10 月に 2 回開催している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 監査手順については、毎年度更新し監査の事前に配布する、「平成 29 年度会計監査「公的研究費」監査員マニュアル」、「平成 29 年度会計監査「現金・預金」監査員マニュアル」を確認すると共に、「平成 28 年度 科学研究費助成事業 直接経費 事務取扱要領 学習院大学 研究支援センター」、「公的研究費等の適正使用に関するガイドブック 2016 年度版より抜粋」、「科研費ハンドブック～より良く使っていただくために～(研究者用)2016 年度版」を配布し、公的研究費の管理のルールを認識し、監査を実施している。また、新任の監査員に対しては、事前に監査について理解を促すため説明会を実施している。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】 監事と会計監査人は同室にあり、定期的な打合せ、日常的な意見交換等、常に情報を共有し、連携を図っている。会計監査人(監査法人)とは、毎年度、監査法人による監査計画および監査結果について、それぞれ説明を受けている。また、今後の監査体制を強化するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、情報の共有を行い、連携を図っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:杏林大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、不正防止計画の実施や不正発生要因の分析など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (2)不正防止計画の実施 公的資金企画管理課は内部監査時に取扱要綱、支出基準を内部監査チームへ提出し、ルールにあった執行状況となっているか監査を受けている。コンプライアンス推進委員会へ取扱要綱の提出ならびに内部監査の実施報告をすることにより、コンプライアンス推進委員会は取扱ルールならびに問題点を把握し、公的資金企画管理課へ具体的な対策を指示している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 業者向け説明会において反復納品の不正事例の紹介をして、牽制している。 また、換金性の高い物品のうち10万円未満の物品は、研究者より報告書を提出してもらい管理している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 内部監査が形骸化することが無いよう、前年度の内部監査結果をふまえて、監査計画の見直し(実施マニュアルの更新)を随時行っている。 平成29年度は、さらなる事務処理の透明性を担保するため、新たに間接経費を監査対象に取り入れた。</p> <p>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 直接経費で雇用している非常勤雇用者については、出勤簿提出の際に勤務実態のヒアリングを行う取り組みを行っている。また、事前連絡なしにランダムに勤務場所を訪問することも行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 芝浦工業大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知や業者に対する処分方針など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行い、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1) ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動不正防止委員会主催で、公的資金の執行説明会を各キャンパスで複数回実施し、教員が参加しやすいよう配慮している。 ・毎年、執行ルールの更新をし、簡潔に分かりやすいマニュアルを作成している。また変更した箇所については、新旧対照表も合わせて明示することで、どのような理由で内容を変更したか分かりやすく解説している。 ・配分機関による個別ルールがある場合は、事業ごとに執行開始時にミーティングを開き、留意点を研究者と事務方双方で確認し共有している。 ・競争的資金の申請から執行を新たに行う予定の新任教員に対しては、個別に説明をしている。 <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】</p> <p>業者と取引する際の本学の基本方針、取引に先立つ誓約書の提出依頼や不正取引を行った会社等への対応等について、大学のHP上で公開し、一定の取引実績がある取引業者には、郵送にて依頼している。 (誓約書徴収条件) 2016年度単年度において50万円以上の取引があり、さらに2017年度において1回以上の取引のあった業者77社を対象としている。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】</p> <p>換金性の高い物品には、セキュリティシール(転売防止用シール)を物品に添付している。換金性の高い物品とは、パソコン・タブレット型パソコン・デジタルカメラ・ビデオカメラ・映像機器等としている。 「セキュリティシール」は、「VOIDシール」と言い、改ざん防止シールで、剥がすと「VOID」の文字が残る。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 昭和大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、不正を発生させる要因の把握や内部監査の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 「昭和大学公的研究費不正防止計画」を策定し、不正を発生させる要因がどこにあるか大学全体の状況を把握し、評価している。また、研究活動規範マネジメント委員会で内部監査室が行った内部監査、リスクアプローチ監査の結果及び研究費システムから抽出したデータをもとに不正発生要因の分析を行い、評価している。</p> <p>研究活動規範マネジメント委員会で内部監査室が行っている内部監査やリスクアプローチ監査の結果、研究費システムから抽出したデータの分析をもとに定期的に見直しを行っている。また、平成 28 年度に不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、内部監査室、会計監査人との連携を強化、内部監査室と研究活動規範マネジメント委員会が連携して不正防止体制の検証を行い、リスクの低減を図る計画に変更した。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 「昭和大学公的研究費に関する監査規程」が規定され、毎年度、研究活動規範マネジメント委員会で分析したリスクが高いとされる要因について監査計画を策定し、重点的にサンプルを抽出し、監査を実施している。監査における申請書類、証憑書類の確認は、財務部経理課が行い、経理課が作成したチェックシートを監査室が確認している。また、特別監査、リスクアプローチ監査では、書類の確認に加え、監査室が研究者立ち合いのもと、疑義のあった書類の確認、購入物品の納品・使用状況や管理体制の確認および出張、非常勤職員等の勤務実態など事実関係の確認を行っている。なお、研究の進捗状況等についても確認を行っている。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】 毎年4月に監事および内部監査室長同席のもと年間監査計画を立て、当該計画に則り監査(監事監査(業務監査、教学監査、会計監査)、学長業務執行状況監査、内部監査)を実施している。また、年1回(平成 30 年度は2回)内部監査室と監事および会計監査人が監査について連携するため、三者同席にて各監査内容の共有をしている。 なお、内部監査室と会計監査法人が内部監査についての意見交換会を行い、監査の実施方法、監査計画等について意見交換を行った。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:玉川大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、予算執行状況の検証等、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行い、更なる改善を図ることが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 学術研究所研究促進室にて、「科学研究費運用マニュアル」を作成し、ルールを分かりやすく項目ごとフローチャートで表すほか、学内関連規程も添付している。 毎年4月から7月にかけて、学術研究所研究促進室にて「科学研究費運用マニュアル」について、法令、通達、ガイドライン、学内規程と運用の実態に齟齬が無いようにチェックし、マニュアルの改訂を行い、「玉川大学研究倫理規程」第5条に規定されている管理責任者(学術研究所長)の承認のもと運用している。</p> <p>【ルールの周知について】 「科学研究費運用マニュアル」を作成し、ルールを分かりやすく項目ごとフローチャートで表すほか、学内関連規程も添付し、毎年、7月から8月にかけて運用説明会を行い全ての構成員に配付している。また、関連規程等をホームページ・学内ポータルサイトで公開しているほか、科学研究費補助事業応募説明会においてもルールについて説明をしている。</p> <p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【告発窓口等について】 不正の告発等の制度については、「コンプライアンスについて(冊子)」を作成し、内部通報・相談の窓口を明確にするるとともに、学内基幹システムの「掲示板」にて周知している。 業者等の外部者に対して、「コンプライアンスについて(冊子)」を配付し周知するとともに、相談窓口及び告発等の窓口についてはホームページにて「お問い合わせ」に「研究活動に係る不正行為及び研究費の取り扱いに係る不正行為」に関する受付窓口として公表している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】 年度末(10月・1月)にかけ、管理部署である学術研究所研究促進室より、競争的資金等の研究者宛てに収支簿を送付し、予算執行が著しく遅れている研究者には、別途、研究計画の執行状況を確認するためにヒアリングをしている(例年10件程度)。必要に応じて年度末に向けての研究計画を提示させる。(繰越金、調整金の手続きも念頭に置く。)</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 帝京大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、不正防止計画の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>文部科研費については科学研究費助成事業取扱要項を作成し、全ての構成員にとって分かりやすいよう、毎年内容の見直しを行っている。厚生科研費については「厚生労働科学研究費補足事務取扱」、AMED については「日本医療研究開発機構 (AMED) 委託費事務取扱いは事務取扱要項」を定めている。また、その他の競争的資金の運営・管理については大学のルールを準用し、運用している。</p> <p>【ルールの周知について】</p> <p>競争的資金等の全体の運営・管理については教員便覧に記載し、周知している。また競争的資金のなかでも詳細に学内の使用ルールを定めているものについては以下のとおり周知を行っている。文部科学省科学研究費助成事業について、各キャンパスおよび病院における事務部門は所属する研究者等に対して、定期的に使用ルールに関する説明会を実施している。説明会に参加できなかった構成員については大学 HP に掲載した説明会資料にて運営・管理について理解してもらっている。厚生科研費は「厚生労働科学研究費補足事務取扱」を、AMED については「日本医療研究開発機構 (AMED) 委託費事務取扱」を大学 HP に掲載し周知している。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(2) 不正防止計画の実施</p> <p>競争的資金に対し、不正発生要因を挙げ、それに対する不正防止計画を立案している。その不正防止計画の進捗状況について各キャンパスへ実施状況を調査し、その調査結果を「帝京大学および帝京短期大学における競争的資金等不正防止計画」の進捗状況についての資料にとりまとめ作成、把握するとともに、監事や監査法人と適宜、情報や意見交換を行い、実効性のあるモニタリングに努めている。また、その各キャンパスの実施状況の結果は不正防止推進委員会にて報告している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】</p> <p>手書きの勤務表の提出および出退勤システムのログ管理にて事務部門が勤務状況を管理している。雇用者には ID カードが発行され、その ID カードを建物の中に複数あるレコーダーに出勤時および退勤時にかざすことで、出退勤の時間を記録している。レコーダーにかざす場所については実際に勤務する研究室等から一番近いレコーダーを使用してもらう。そのシステムによる出退勤時間と勤務表の突合せをし、出勤状況等を管理している。</p> <p>採用時および半年に1度、事務部門が勤務内容の再確認等の面談を行い、記録化している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】</p> <p>「預け金」や「プール金」の発生リスクにフォーカスして毎年テーマを定め、監査を実施している。平成 26 年度は消耗品として購入した PC の実在確認 (架空購入や転売による換金が無いこと)、平成 27 年度は特殊な役務の金額妥当性確認 (有識者チェックを含む)、平成 28 年度は換金性の高い物品の現物確認を行った。平成 29 年度は研究支援員の雇用について、不正防止の観点から雇用された研究支援員が所属キャンパスの事務職員と勤務条件等を確認する面談が正しく実施されているかの監査を実施した。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 東京薬科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)																
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、不正を発生させる要因の把握、業者との癒着防止の対策、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 コンプライアンス教育として CITI-JAPAN の受講を全専任教員、プロジェクト研究員、大学院生を対象に義務付けている。実施方法は、e-learning で、毎年8月末までの受講とし、年1回実施している。また、研究倫理研修会を年1回実施している。公的資金の管理・運営に関する事務職員等の対象者には、研究倫理研修会への参加を義務付けている。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンスの受講状況は以下のとおりである。また、理解度についてアンケート調査を実施して把握している。</p> <table border="1" data-bbox="582 571 1680 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">CITI - JAPAN の受講率</th> <th colspan="2">研究倫理研修会の受講率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>100% (受講対象者 194 人:受講者 194 人)</td> <td>97%</td> <td>(受講対象者 205 人:受講者 200 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>100% (受講対象者 161 人:受講者 161 人)</td> <td>87%</td> <td>(受講対象者 171 人:受講者 149 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>100% (受講対象者 211 人:受講者 211 人)</td> <td>81%</td> <td>(受講対象者 230 人:受講者 197 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 第三者機関として外部の弁護士事務所を窓口としている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 不正要因把握は、他大学等の事例を参考に比較的不正事例の多い項目について、本学の研究活動実態と比較し、そのリスクを検証した。また、公認会計士の監査を通じて、潜在的リスクを整理し、不正防止計画に反映させている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 平成 19 年7月から発注段階において支出財源を指定し、検収センターが発注するシステムとした。また、発注システムに事務部門のチェックが入るようシステム改良を継続検討してきた結果、平成 26 年度より新システムが本格稼働している。新システムは、支出財源を特定し入力することが必須条件となっており支出財源が入力されていない場合は、発注段階へ進まないシステムとなっている。全必須項目入力後、事務部門(検収センター)の確認を経て発注となる。研究者自身が WEB 上で研究費の執行状況が確認できる。</p> <p>【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 3万円以上 30 万円未満の立替払いは、発注時に事務部門(検収センター・学務課)のチェックが入るシステムとなっている。また一連の発注・受注状況はシステム内に記録され、システムによる可視化及びデータ抽出等により、業者との取引傾向を検証できる体制を構築できている。 また、事務担当者の業務分担において、発注者と検収者(納品確認者)を分けることにより、業者との癒着を防止している。さらに定期的な人事異動を行うことで業者との癒着を防止している。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 公的研究費不正防止計画により、架空発注や購入物件の不正利用の防止を含めたコンプライアンスの強化を図ることを目的として、検収センターによる購入物件の予告無しの監査を実施している。また、購入した物件が存在し、研究・教育目的に正しく利用されているかの調査及び納品伝票5年間分の管理状況の確認と改善指導も行っている。</p>	CITI - JAPAN の受講率		研究倫理研修会の受講率		平成 27 年度	100% (受講対象者 194 人:受講者 194 人)	97%	(受講対象者 205 人:受講者 200 人)	平成 28 年度	100% (受講対象者 161 人:受講者 161 人)	87%	(受講対象者 171 人:受講者 149 人)	平成 29 年度	100% (受講対象者 211 人:受講者 211 人)	81%	(受講対象者 230 人:受講者 197 人)	<p>特になし。</p>
CITI - JAPAN の受講率		研究倫理研修会の受講率																
平成 27 年度	100% (受講対象者 194 人:受講者 194 人)	97%	(受講対象者 205 人:受講者 200 人)															
平成 28 年度	100% (受講対象者 161 人:受講者 161 人)	87%	(受講対象者 171 人:受講者 149 人)															
平成 29 年度	100% (受講対象者 211 人:受講者 211 人)	81%	(受講対象者 230 人:受講者 197 人)															

第6節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチ監査について】

内部監査部門は、第三者(外部者:公認会計士)による監査報告書を受け、リスクを含む指摘事項の改善を図っている。また、内部監査室員は、検収センターが実施する「予告無し監査(抜き打ち)」に同行し、リスクアプローチ監査を実施している。

【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】

ガイドラインでは、リスクアプローチ監査としてリスクの高い状況に対し重点的に監査を行うことが求められている。ただ、一見リスクが低いと考えられる状況であっても、絶対に不正がないと断定することはできないことから、いつでもだれでも内部監査等の対象になり得るという意味で「無作為抽出」による物品の予告無し監査(抜き打ち監査)を検収センターが実施している。毎年1回、10月頃に実施している。

【その他】

1. ガイドライン改正(平成26年2月18日)後の取組について

最高管理責任者は、統括管理責任者等からの報告を受け、発注・検収体制の強化及び購買プロセスの「見える化」のため、Web発注を活用した発注から納品・検収までの可視化。不正使用防止のための意識向上として、e-learningの受講以外に研修会の開催を実施している。

不正防止に係る構成員の規範意識の風化を防ぐために、e-learningの受講義務化以外に、毎年趣向を変えて研修会を実施している。

2. 研究活動の効率低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減も踏まえた不正防止方策の在り方について

不正防止対策において、研究活動の効率低下防止、構成員の負担軽減、機関の管理コストの低減の観点から極力Webを活用した研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理研修を実施している。

また、Web発注・調達承認により紙媒体での書類提出を削減している。

機関名: 聖路加国際大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、不正防止計画、非常勤雇用の勤務状況確認等の雇用管理など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 研究助成課で構成員が適切に競争的資金等の管理が行われなるとの懸念を抱いた場合、コンプライアンス推進責任者へ報告し、軽微な内容であればコンプライアンス責任者より構成員に指導を行っていただく。研究助成課からの注意喚起で改善されないなどの場合は、記録を残し、コンプライアンス推進責任者、統括管理責任者に報告し、さらに最高管理責任者より構成員に直接指導をってもらう体制を構築している。実際に統括管理責任者より最高管理責任者に事例報告を行い、最高管理責任者は状況を把握し、構成員(研究者)を呼び出し、研究費執行に関する事例レポートを基に、厳重注意を口頭で行った。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 マニュアル等について、学内で一斉周知するだけでなく、研究助成課担当者と研究費を扱うアルバイトの方と直接やり取りをし、不明な点は都度、メールや直接会いに行き説明するなどの対応をしている。</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 公的研究費に関わるすべての構成員(研究者(公的研究費の研究に携わる全ての者)、経理担当者、検収担当者、事務処理担当者、秘書、アルバイト等)を対象とし、公的研究費に関するコンプライアンス研修会開催(外部講師に依頼)受講を義務付け、e-learning(CITI-Japan)を実施。 は年1回、は常時開講し、研究者は研究費の申請時に受講の有無を確認。新規アルバイトには入職時の受講を義務付けている。平成30年度からは別のe-learning(manaba)を整備し、新規及び継続どちらのアルバイトも受講を義務付けることとしている。 未受講者への対応は、研修会を録画したDVD上映会(複数回開催)への出席を義務付け周知。さらに、上映会欠席者には個別に、DVD貸し出しによる受講を周知している。その後も未受講者にはリマインドをしているが、最終的な未受講者に対してのペナルティは科していない。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンス教育の受講状況、未受講者への対応及び理解度把握は、以下のとおりである。 平成27年度 91.6% (受講者数321名:うち理解度テスト提出者数294名) 平成28年度 96.8% (受講対象者277名:受講者268名) 平成29年度 99.2% (受講対象者252名:受講者250名) 未受講者への対応は、研修会を録画したDVD上映会の開催及び以降の未受講者についてはDVDの貸出を行い、受講後、理解度テストの提出を義務付けている。</p> <p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 内部通報窓口(本学内部統制・監査室)及び外部通報窓口(法律事務所)をホームページ上で公開している。また、コンプライアンス研修会でも、通報窓口や連絡先を明記したものを資料の一部として配布している。 外部の法律事務所に通報窓口を設置しており、本学専用のメールアドレスを設けている。</p>	<p>特になし。</p>

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

本学の内部監査において、外部公認会計士に内部監査支援業務を委託し、第三者の視点で指摘された事項を優先的に取り組むべきこととし、すぐに改善できるものは改善し対応している。また、指摘事項及び改善点については、責任者にはもちろんのこと、研究者へ情報共有し、意識の向上を図っている。さらに、不正防止推進会議で取り組むべき事項を整理し、PDCAサイクルを継続させ、学内環境が改善されているか、不正防止計画推進会議にて報告している。

(2) 不正防止計画の実施

年に2回、不正防止計画推進会議を開催し、実施状況を報告している。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、公的研究費の執行を管理している研究助成課の間で、問題点(不正防止計画と運用上の乖離、新たな不正発生要因の有無、公的研究費等の使用ルールの問題点等)について意見交換することで確認している。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

非常勤雇用者の雇用管理については、人事課で面談の上採用から雇用契約締結をし、雇用契約締結後に研究助成課から非常勤雇用者本人へ打刻方法や出勤簿の記入方法などの説明を行っている。また、毎月、非常勤雇用者本人が直接アルバイト出勤簿兼請求書を研究助成課へ提出し、研究助成課スタッフが本人に勤務実態に相違がないことを確認することで定期的に面談を行っている。

【その他】

1. ガイドライン改正(平成26年2月18日)後の取組について

不正あるいはニアミス事案が発生した場合には、統括管理責任者と共にその詳細をファイルに記載し、科研費管理のquality controlの一環として即自的に最高管理責任者に報告して指示を仰いでいる。

この結果を当該研究者に直接フィードバックすることで改善につなげている。また、管理システムエラーに由来すると考えられる事案については、勤務表の提出のみではなく、アルバイトのタイムカード制を導入し、勤務表とタイムカードの記録との突合により、実態確認を行っている。

2. 研究活動の効率低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減も踏まえた不正防止方策の在り方について

公的研究費の運営・管理に係る事務職員及び研究者で構成された「公的研究費使用マニュアル改訂ワーキング」(年に1度開催)において、研究活動の効率化や構成員の負担軽減も念頭において改善点を協議している。

機関名: 金沢医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、予算執行状況の把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行い、更なる改善を図ることが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>本学が策定している研究不正防止計画「研究者等への使用ルールの徹底に「本学における研究費執行ルールの明確化を図り、「金沢医科大学科学研究費助成事業等の競争的資金取扱要領(学内ルール)」を随時見直し、研究者等に対して明瞭な形態で周知する。」と明記されており、毎年度、実態との乖離がないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点に注意しながら見直しを行っている。</p> <p>【ルールの周知について】</p> <p>競争的資金等取扱説明会を実施し、具体的な研究費の執行・管理方法を周知している。また、新任教職員への研究費等管理説明会として、研究推進ガイダンスを開催している。</p> <p>学内ルールの主な変更点および相談事例集を作成し、イントラネットで公開している。相談事例集においては、実際にあった相談内容等をふまえ、今後、内容の充実を図ることを予定している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】</p> <p>公的研究費の経理管理については Web による科研費経理管理システム「Dr.Budget」にて、医局の事務担当者が予算執行に係る伝票を入力するが、入力の際に支出財源を選択する運用となっており、発注段階で支出財源を特定することが可能である。また、同システムにて、事務部門・医局事務担当者双方で予算執行状況・残高を随時確認することが可能である。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】</p> <p>金沢医科大学調達規程第 41 条第 2 項に基づき、納品日、用度・管財課員が検収し、納品書に消印押印をしている。10 万円未満の消耗品については、可能な限り納品物品に消印押印し、マーキングを行っている。</p> <p>10 万円以上の物品の場合は、大学への寄付受入れ時に、物品寄付申込書にシリアルナンバーを記載し、対策を講じている。10 万円未満の消耗品についても、シリアル番号がある場合は納品書に記載している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】</p> <p>特殊役務(データ分析、英文校正等)に係る研究者ヒアリングを実施している。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】</p> <p>科研費等内部監査において、内部監査部門、常勤監事、財務部長、経理部門が参加して実施している。内部監査部門と監事間においては、随時、意見交換や情報共有等を実施しており、また、内部監査部門と監事と会計監査人(公認会計士)間において、三様監査を実施している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:愛知工業大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、不正を発生させる要因の把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>愛知工業大学公的研究費等ガイドラインは、愛知工業大学公的研究費取扱規程他関連する規程から、必要な事項を掲載し、分かりやすい内容としている。また、競争的資金を採択された研究者に対しては、予算執行手続き等を掲載した『科研費ハンドブック』を学内グループウェアで共有し、いつでもダウンロードできる環境を整えている。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>公的研究費コンプライアンス教育講習実施時に、出席確認として誓約書の提出を求めている。また、欠席者には、学内e-learning(moodle)視聴後にダウンロードできる誓約書を提出するような仕組みにし、全ての構成員へ提出を求めている。なお、誓約書は毎年提出を求めている。</p> <p>【懲戒処分について】</p> <p>愛知工業大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程第 15 条において、学長は、不正行為が認定された者について、学校法人名古屋電気学園就業規則に規定する手続きをとるものとして定めている。なお、常勤職員、非常勤職員についても同様な手続きとし、懲戒を譴責、減給、出勤停止および懲戒解雇とし、その手続等を明確にしている。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>財務部会計課が総務人事部総務課及び人事企画課及び給与研修課の協力によって不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学の状況を踏まえ、また最近の不正発生事例を参考にすることによって分析している。あわせて必要に応じて、不正使用防止推進室会議を開催し、愛知工業大学公的研究費不正使用防止計画等の見直しを図っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】</p> <p>購買課において発注業者、金額を決定し、予算管理部署における予算確認、公的研究費管理システムに入力確認してから発注している。発注は、全て伺書、物品購入願の起案に基づいて行われ、伺書、物品購入願の起案時に予算執行区分を記載することにより財源の確定を同時に行うことになっている。伺書等の購買課受付後に各部局は、予算管理及び執行状況を把握し、同時に、公的研究費管理システムに入力する事により、関連当事者が把握できるようにしている。</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>科研費管理ソフト「科研費プロ」を導入し、研究代表者及び部局責任者等公的研究費に携わる者は、最新の予算執行状況を確認できる環境を構築している。また、全ての研究課題について予算執行状況を研究代表者に通知することにより、計画通りの予算執行を促している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 中部大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、内部監査の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 「研究ガイドブック」に[競争的資金の経費執行]として明記している。また「研究ガイドブック」全体として見直しを適宜実施しており、変更点があった場合は1～2年を目安として「研究ガイドブック」の改定を実施し、競争的資金等の運用・管理に関わる全ての構成員に配付するとともにHPで閲覧可能にして周知・公表している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】 年度毎に主要業者への発注金額の推移を集計し、発注動向の分析を実施している。また、特定業者への発注比率が高いと認められる研究者に対しては、事務部門から他の業者を紹介する運用を展開している。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 「研究ガイドブック」に[人件費・謝金]の業務フローチャート、[業務日誌]の様式、アルバイトの[出勤簿]の様式を明記している。勤務の確認については、非常勤雇用者については、IDカードによる勤怠管理を実施し、その管理情報と本人より提出される勤務表を事務部門にてチェックしている。また、IDカードを保持していない学生アルバイトについては、出勤日に事務室にて本人確認を行った後に出勤簿に確認印を押印している。その上で、アルバイト代を現金で支払うこととし、その現金の受け渡し時に、会計課において本人確認及びアルバイトの事実確認を行うという二重のチェックを実施している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 内部監査におけるリスクアプローチ監査という形ではないが、「学校法人中部大学固定資産及び物品管理規程」第21条に「管理責任者は、所管する固定資産について、毎会計年度1回現物照合を行い、主管部署へ報告しなければならない」と明記し、日常的な業務の中において管理を実施している。それに加え、科研費に限って、前年度に取得した備品、用品、PC等に関しては、年1回(毎年10月若しくは11月)、事務職員が立ち会って現物照合を実施している。</p> <p>【内部監査の実施について】 内部監査委員は教員経験者3名(名誉教授等)、公認会計士有資格者1名、事務職員2名で構成される。内部監査のうち特別監査においては教員経験者が研究者のヒアリングを行い、その監査において、会計面からの監査だけでなく、例えば購入した備品は本研究でどのように生かされているのかといった研究面からの監査もあわせて実施している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 藤田保健衛生大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、予算執行状況の検証等、内部監査の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>不正防止計画推進部署において、下記の内容を踏まえて見直しを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年監査室で行われる内部監査結果の内容 ・例外的に研究者が発注を行った際に提出される研究者発注理由書 ・文部科学省をはじめとする関係各官庁または他機関等からの情報および対応状況等 <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>研究費管理システムにおいて電子的に管理している、構成員の競争的資金等の執行状況・執行内容をモニタリングし、執行状況がよい研究者には、執行の督促を行うとともにその理由を確認している。第1段階として毎年11月に競争的資金を所有する研究者全員に対し、速やかに執行するように通知を行う。第2段階として毎年1月に、執行率70%以下の研究者に対し、執行の督促を行うとともにその理由を確認している。</p> <p>【換金性の高い物品の管理について】</p> <p>5万円～20万円のパソコン・タブレットについては消耗備品として、20万円以上の機器備品については全ての備品について、競争的資金名を記載したシールを貼付している。また、管理台帳により管理して、定期的に現物確認を行っている。金券類を被験者等へ渡す場合は、受取人・日付・金額・受領印を記録し提出する事としている。</p> <p>【研究者の出張計画の実行状況等について】</p> <p>研究者が、出張1週間前までに出張予定を研究費管理システムに申請入力することを義務づけている。また、出張精算についても研究費管理システムに登録しないと精算できない仕組みとしており、事務部門で内容把握・確認できる体制としている。</p> <p>出張旅費精算時に、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書及び当該用務に関するパンフレット等内容のわかるものの写しを提出させている。また、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う事としている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【内部監査の実施について】</p> <p>年1回6月～8月に、所属する研究者が公的研究費の交付を受けている、前年度の全て(100%)の研究課題について、会計書類の形式的要件等が具備されているかチェックしている。また、その中から支出状況を鑑みて一定数を抽出し、特別監査として研究者本人へのヒアリング、備品の現物確認等を行っている。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】</p> <p>内部監査部門の法人本部監査室は、監事と会計監査人である監査法人東海会計社とそれぞれ定期的に意見交換を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:名城大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、リスクアプローチ監査の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行い、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 研究経費申請執行マニュアルや研究ガイドブックを作成し、全所属研究者に配布してルールが明確になるよう努めている。また、同内容をHPのWebサイトにて公開しているほか、研究費執行説明会も開催している。</p> <p>【告発窓口等について】 研究費の不正使用に関する取扱要項第5条に、「学内外からの研究費の不正使用に係る告発及び情報提供の受付窓口(以下「告発窓口」という。)を監査室並びに告発者保護の観点から学外の第三者機関に置く。」と規定されており、これに基づき第三者機関に設置している。本学では、第三者機関を、弁護士法人名城法律事務所としている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】 物品・役務の発注(調達)に関し、予算の執行状況の把握・分析結果をもとに予算の計画的な適正執行を促している。また、調達データにより一定の業者に発注が集中している場合には、リスクアプローチ、内部監査により納品実態調査を行うことで、リスクに応じた対応が図られているのか検証している。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ハンドラベラーを使い、検収シールを物品に貼ることで(マーキング効果)、納品物品の反復使用などを防止する対策を講じている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 リスクアプローチ監査では、監査室の室員がコンプライアンス教育の現場で実施及び内容の確認を行うほか、物品検収、アルバイト出勤管理窓口で担当者の業務状況に関してヒアリングを行っている。</p> <p>【監事及び会計監査人との連携について】 内部監査規程第4条に、「監査室長は、監事及び公認会計士と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するように努めなければならない。」と規定されている。このため、内部監査部門(監査室)と監事とは毎週1回打ち合わせを行っている。会計監査人とも連携を図り、法人からの報告については調整し、フィードバックを行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 鈴鹿医療科学大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、物品・役務の発注業務など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 統括管理責任者は公的研究費不正防止の具体策をコンプライアンス推進責任者へ指示し、コンプライアンス推進責任者から「平成29年度公的研究費不正防止計画実施報告書」により報告を受け、本報告書を下に策定した公的研究費不正防止計画(案)を資料として、研究推進委員会で最高管理責任者へ報告・審議している。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 科研費については、科研費使用マニュアルを作成し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にメールおよび印刷物で配布している。科研費以外の競争的資金については基本的に大学の購入ルールを準用しているが、一部科研費使用マニュアルを準用している。なお、大学の物品購入については、事務説明会で「物品・修繕の申請から納品までの流れ」を配布し周知している。</p> <p>【ルールの周知について】 公的研究費コンプライアンス研修会を開催し、使用ルールや責任などを説明しており、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に科研費使用マニュアルを配布している。なお、科研費以外の競争的資金については、大学のルールを準用している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等について】 全ての業者に対して誓約書の提出を求めており、新規に取り引きが発生する際に初回のみ誓約書の提出を依頼している。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】 科研費担当部署である研究振興課では、科研費および科研費以外の競争的資金について予算の執行状況をリアルタイムに把握しており、特定の業者の割合が多い場合には物品調達担当部署である管財課へ報告し、業者選定の分散を依頼している。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、出退勤の都度「静脈認証システム」にて出退勤を登録し、毎日の業務内容・勤務時間を「勤務確認表」に記入し研究者が確認している。さらに1か月分を事務担当にて確認している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 龍谷大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、換金性の高い物品の管理など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 「研究者等は、研究活動に係る関連諸法規及び本学諸規程並びに研究費の執行ルール等について習熟するため、研究倫理教育を受けなければならない。」と規定している。対象についても、本学に所属する全教育職員(研究者)、研究費の運営・管理業務に携わる事務職員、本学が受け入れる日本学術振興会の特別研究員及びその他コンプライアンス推進責任者が必要と認める者を受講対象と、規定している。 実施頻度(時期、回数)についても、「研究倫理教育は、平成 27 年度を起点とし、5年度ごとに実施する。」と規定している。(新規採用者に対しては、着任時にも実施。)</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【換金性の高い物品の管理について】 パソコン、タブレット端末等を換金性の高い物品としてとらえ、その程度に拘わらず、20 万円以上の物品は備品台帳に、1万円以上 20 万円未満の物品は用品台帳に記録し管理している。また、科研費の直接経費で購入した備品及び用品にシールを貼付している。さらに、その他の競争的資金で購入した物品には、それぞれの公募要領等に従いシールを貼付している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:大阪医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、非常勤雇用者の雇用管理など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 受講必須者として、公的研究費を受給している研究代表者、研究分担者、研究代表者が指定する大学院生等の研究支援者、公的研究費へ応募を予定している研究者と定めている。また、研修の受講期限を「受講日から3年後の年度末」と定め、未受講者に対しては、公的研究費の運営・管理に関わること、公的研究費の応募することを制限している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 公的研究費による研究をより一層推進させることを目的として、公的研究費の直接経費により雇用されている研究支援者は、タイムカードに静脈認証システムを導入している。</p> <p>【研究者の出張計画の実行状況等について】 研究者は、出張前に出張申請書を人事課へ提出し、出張後に宿泊費の領収書、参加証(学会の場合)もしくはスケジュールの記載があるプログラムの写し等を添えて出張報告書を人事課へ提出している。以前は、出張前出張後の提出窓口が異なる事務部門であったが、平成 27 年4月1日より提出窓口を人事課へ1本化することで、重複受給防止の体制改善図っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 関西医科大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、告発等の取扱いなど、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 「公的研究費に係るコンプライアンス教育」として、コンプライアンス推進責任者を中心に大学事務部研究課から説明を行い、説明会後に理解度テストを実施している。毎年1回6月～8月に実施し、ビデオ録画したものを研究課ホームページにて公開している。</p> <p>理解度テストでは、10点満点中7点以上を合格とし、不合格者に対しては再テストを実施している。公的研究費を受けていない研究者に対しても、科研費応募時の必須条件としている。但し、科研費応募までに受講するように大学事務部研究課から研究者に働きかけているが、未受講であっても応募は認めており、年度内には必ず受講するように指導している。</p> <p>(4)告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続き等の規程等に定めている事項について】 (ア)告発等の取扱い 「関西医科大学研究活動における不正行為防止規程」を研究費不正においても準用し、「不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合は、学長は当該内容に応じて、顕名による通報等があつた場合に準じて取扱うことができる。」と規定しており、窓口に対する告発等のみへの対応に止まらず、より幅広く告発等の受付を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 甲南大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、非常勤雇用者の雇用管理など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>「公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、自身を取り扱う公的研究費の使用ルール、それに伴う責任及び自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解するために、コンプライアンス教育を受講しなければならない。」と規定されており、その対象者を「競争的資金を持つ教員、研究員(大学院生含む)、競争的資金の執行に関わる事務職員及び関連部課室の事務職員」と明確化し、過去3年間の受講率は全て100%を維持している。</p> <p>未受講者については、コンプライアンス推進責任者から直接本人に対して受講が完了するまで督促することとしており、コンプライアンス教育の受講状況及び理解度については、それぞれの学部等のコンプライアンス推進責任者が e-learning(CITIJapan)システムにおいて、受講管理・理解度確認テスト結果を把握している。なお、未受講者は、競争的資金等の申請・使用を認めていない。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】</p> <p>研究協力者の雇用管理については、「研究協力者所属の学部等事務室に出勤簿を設置するとともに、採用時に研究協力者本人に面談や勤務条件の説明を行い、定期的に出勤簿、勤務内容の確認を行うこととする。」と規定し、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は事務局で担当している。このことは、執行マニュアルに記載し、研究者等への周知を図っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:久留米大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)												
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、誓約書、告発窓口、物品・役務の発注業務、非常勤雇用の勤務状況確認等の雇用管理、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 研究活動コンプライアンス委員会で審議を行い平成 29 年度は、コンプライアンス研修方式の変更(e-learning 導入)と更新運用の厳格化を実施している。</p> <p>【ルールの周知について】 学生へのルール周知については、「Student Guide Book」や「久留米大学における研究活動の不正行為の防止について」を学生に配布し、周知徹底を図っている。 なお、研究倫理や公的研究費コンプライアンスについては、医学研究科において必須教科に研究倫理 e-learning を導入しているが、全学的には担当指導教官による OJT 教育が主体であり、平成 30 年度からは、学内の全大学院生に研究者と同様の研究倫理 e-learning を導入し、コンプライアンス強化を図る予定。</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】 久留米大学では、平成 20 年度から学内研究者・研究支援者を対象にコンプライアンス研修会を実施しており、平成 28 年度までは、有効期間を3年として研修受講を義務付けていた。 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、平成 29 年 12 月から eL-CoRE による e-learning 研修教育を実施しており、対象者は、原則として競争的資金等の運営・管理に関わる学内研究者及び研究支援者とし、本人・部局からの申請に基づき、出向・休職・産育休者及び本学を本務としない研究者を、e-learning 受講登録対象外者としている。 なお、薬剤師・看護師などメディカル(医療従事者)についても対象外としているが、一部競争的資金等の運営・管理に関わる者については受講を義務付けている。 また、学外出向している研究者につきましては、部局・本人からの申出があった場合に、応募(受講)ができる環境を整備している。 [平成 29 年度] 対象者:1,082 名 実施方法:e-learning 受講による教育 実施時期:平成 29 年 12 月から開始</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度については、平成 28 年度までは研修会終了時に理解度テストを受講させ、満点をもって受講修了としていた。 平成 28 年度までは、受講有効期間3年間で運用し、事前の申込みに対して研修会受講を管理し、当年度の期間内受講を 100%としていた。平成 29 年 7 月から単年度有効に運用を厳格化している。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>受講者 329 名</td> <td>受講率 100%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>受講者 819 名</td> <td>受講率 100%</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>受講者 180 名</td> <td>受講率 100%</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>受講者 1,082 名</td> <td>受講率 100%</td> </tr> </table> <p>平成 28 年度以前の研修会受講者には、毎年度受講者(任意受講者)も含んでいる為、平成 26~28 年度間の受講者合計数は、平成 29 年度受講者数より多くなっている。</p> <p>コンプライアンス教育の受講者の受講状況については、eL-CoRE 管理画面からデータを抽出し、把握を行っている。 なお、個人受講者及びCITI-Japan 受講者については、受講修了証のコピー及びCITI-Japan 受講を管理している学内担当部局からリストを受領し把握している。 理解度については、e-learning 学習の過程で単元ごとに内容確認テストを受講するため、修了を以って理解したものと扱っている。</p>	平成 26 年度	受講者 329 名	受講率 100%	平成 27 年度	受講者 819 名	受講率 100%	平成 28 年度	受講者 180 名	受講率 100%	平成 29 年度	受講者 1,082 名	受講率 100%	<p>特になし。</p>
平成 26 年度	受講者 329 名	受講率 100%												
平成 27 年度	受講者 819 名	受講率 100%												
平成 28 年度	受講者 180 名	受講率 100%												
平成 29 年度	受講者 1,082 名	受講率 100%												

平成 30 年 4 月 9 日付で、各所属長宛に平成 29 年度未受講者については、平成 30 年 4 月末までに必ず受講すること、e-learning 研修の未受講者は、公的研究費に係る応募制限を行い、また、既に公的研究費の採択を受けている者は研究費の執行停止を行うこととなる旨を記載した通知文を未受講者リストとともに送付し、4 月 20 日付でも未受講者へ個別に再通知を行っており、5 月 1 日時点の未受講者については、平成 31 年度の競争的資金等の応募制限の措置を講じている。

【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

研究者・研究支援者に対しては、研究活動において不正への加担もしないこと、加えて研究者には、研究データの一定期間の保存及び開示に応じることを誓約させている。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

不正の告発等の制度については、ホームページ上に「久留米大学における研究活動の不正行為に対する調査・報告等の流れ」として公開すると同時に、これらを簡単に記載した「久留米大学における研究活動の不正防止及び研究倫理リーフレット」を競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に配布し、具体的な利用方法を周知している。

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

財務部用度課が発注・検収を実施し、平成 23 年度から用度課内に検収室(センター)を設け、専属の検収担当者が業務を行っている。

なお、平成 28 年度より、発注から検収に至る業務を管理できる研究費管理システム「Dr.Budget」を導入し、研究者所属部門の研究支援者、用度課検収室及び競争的資金等を管理する産学官連携推進室が相互に連携を図り、発注・検収業務を運用・実施している。

発注は、担当事務部門を経由・承認を経て、発注を行う運用となっており、研究費管理システム「Dr.Budget」の導入により、研究者(単独)による発注や業者の指定が出来ない業務運用を実現している。

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

作業従事者に従事させた都度、記載させ、確認欄に第三者(研究代表者・作業従事者以外)による確認を行い、その都度押印した上で、原則翌月の 5 日までに産学官連携推進室に提出・管理する事としている。

第 6 節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】

外部監査人(公認会計士・税理士)を起用し年 1 回の監査を実施しており、平成 29 年度は、通常及び特別監査対象において、監査人が抽出した一部を対象に出張旅費申請と出勤簿の照合を実施し、不整合表記のあった事例について監査人から研究者・所属部門に資料の再提示を指示、再確認を行い、表記の是正指導を行った上で、不整合表記の背景に研究不正等の問題がなかったことを確認している。

【その他】

1. ガイドライン改正(平成 26 年 2 月 18 日)後の取組について

平成 29 年度からは、研究者及び研究支援者が場所、時間等に拘束されず受講でき、かつ学外出向している研究者に対しても受講が可能となる e-learning 研修主体へ「公的研究費コンプライアンス研修、研究倫理教育研修」制度の整備を行った。

平成 29 年 12 月から運用開始した e-learning 研修において、平成 30 年 3 月時点の受講率が 50%未満であったことから、最高管理責任者である学長と統括管理責任者の連名で、研修受講についての再通知を未受講者全員に配付し、4 月度の受講啓発を図り、平成 30 年 5 月時点の未受講者 43 名に対し、統括管理責任者自ら、本人および所属部門長に電話で直接受講を督促した結果、平成 29 年度研究活動コンプライアンス研修受講につきましては、5 月 11 日付で受講率 100%を達成した。

なお、平成 30 年 5 月 1 日時点未受講者 43 名に対しては、平成 31 年度公的研究費に係る取扱いについて、大学機関として公的研究費の応募制限等を課し、以降の期間内受講及びコンプライアンス意識の徹底を図っている。

研究活動コンプライアンス委員会にて毎年4月及び10月をコンプライアンス強化月間と定め、研究者・研究補助者に「久留米大学における研究活動の不正防止及び研究倫理リーフレット」を配付し意識の風化を防いでいる。

2. 研究活動の効率低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減も踏まえた不正防止方策の在り方について

平成29年12月からe-learning研修の運用開始し、受講者にとってより受講しやすいコンプライアンス研修の実現を目指した。

機関名: 福岡大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、予算執行状況の検証など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>一方、責任者の役割等において規程と一部乖離した運用が行われていたことや、コンプライアンス教育が適切に実施されていないなど対応に問題があった。</p> <p>本調査結果を受け、改善指導を行うと共に平成30年7月20日に大学へ赴き改善状況等を統括管理責任者等から直接聴取した結果、各責任者の役割、責任、権限については明確化された規程どおりの運用へ既に改善済みであった。</p> <p>なお、コンプライアンス教育については、未受講者への対応状況を確認する必要が残り、7月末を期限に未受講者の受講を完了させるよう指導を行い、全構成員の受講完了を7月30日に確認した。</p> <p>また、9月20日に「福岡大学研究倫理・コンプライアンス教育推進会議規程」を新たに制定し、今後のコンプライアンス教育の実施に向けた議論も行われ、統括管理責任者の下、危機意識を持って全学あげて改善に取り組んでおり、年度末に平成30年度コンプライアンス教育の受講状況等を確認することとする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 不正防止計画の実施状況については、大学全体の研究の推進等を審議する研究推進部委員会において省庁からの重要な通知等の周知と併せて報告事項として扱い、議事録の決裁を通じて報告するかたちとしている。 また、最高管理責任者及び統括管理責任者が構成員となっている研究推進本部会議においてもコンプライアンス教育実施結果の報告がなされているが、会議体における実施状況報告については、不正防止計画部署である研究推進部が主体となって説明をしている。 (改善後) 平成30年5月29日開催の研究推進本部会議からは、規程どおりに統括管理責任者から最高管理責任者へ報告するかたちを実施している。</p> <p>【コンプライアンス推進責任者について】 統括管理責任者(副学長)からコンプライアンス推進責任者宛に、部局でのコンプライアンス教育の実施を依頼している。なお、部局単位のコンプライアンス教育については、学部等の特殊性を考慮し、実施方法、時期等については、部局に一任している。実施状況については、大学全体の研究の推進等を審議する研究推進部委員会及び最高管理責任者、統括管理責任者が構成員となっている研究推進本部会議において報告事項として扱い、議事録の決裁を通じて報告するかたちとしている。 (改善後) 平成30年7月からは、規程どおりにコンプライアンス推進責任者から統括管理責任者へ報告書により直接報告するかたちを明確に実施している。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 福岡大学において研究に携わる者(教育職員主体)を対象に、大学主催のコンプライアンス教育と部局主催のコンプライアンス教育を実施することにしており、どちらかには参加することとしている。講習会では、コンプライアンス教育用に作成した「研究遂行のためのガイドブック」を含めて説明を行い、理解度把握のためのアンケート調査も実施している。 新採用の教育職員には「研究遂行のためのガイドブック」を個別に配付し、意識の向上を図っている。 学生対象のコンプライアンス教育は実施していないが、大学院生対象のコンプライアンス教育は、大学院担当の教育職員が実施している。 研究費の執行に携わる事務職員は、文部科学省のガイドライン改正に係る説明会に2名が代表して参加し、福岡大学で開催した日本学術振興会の説明会には、競争的資金等の運営・管理に関わる事務職員全員が参加して意識の向上を図っている。なお、コンプライアンス教育は、教育職員以外でも希望者は自由に参加できるようにしている。 しかし、大学主催のコンプライアンス教育は、外部講師の確保が困難であり平成27年度に2回実施したが定期的な実施はできていない。部局主催のコンプライアンス教育においては、筑紫病院以外の部局は実施していない。 (改善後) 平成30年7月4日に大学主催のコンプライアンス教育を開催。7月25日に臨時学部長会議を開催し、部局毎の未受講者リストを配付してコンプライアンス推進責任者から直接未受講者へ「研究遂行のためのガイドブック」を熟読させ報告書の提出をもって7月30日に未受講者全員の受講完了を確認した。 なお、これまでは、コンプライアンス教育の対象者を福岡大学において研究に携わる者(教育職員主体)として実施していたが、平成30年度以降におけるコンプライアンス教育対象者については、7月12日開催の大学協議会で明確な定義付けを行い、適切なコンプライアンス教育の実施と受講管理を徹底することとしている。</p>	<p>特になし。</p>

【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】

大学主催のコンプライアンス教育の平成 27 年度の受講率は 47.4% (対象者 1,156 名、受講者 548 名) で、コンプライアンス教育実施後に理解度確認のためのアンケート調査を行い、理解度を把握している。

なお、大学主催のコンプライアンス教育未受講者については、研究推進部委員会を通して部局主催のコンプライアンス教育に参加するように情宣をしている。

部局主催のコンプライアンス教育は、部局に実施方法、時期等は一任しており、コンプライアンス教育受講アンケートにより部局が受講状況、理解度を把握している。

(改善後)

平成 28～29 年度の大学主催のコンプライアンス教育 (大学主催コンプライアンス教育未受講対象者 608 名) は外部講師が確保できず実施できていないため、未受講者への対応として、大学主催の講習会形式のコンプライアンス教育を平成 30 年 7 月 4 日に実施した。その上で、7 月 25 日に臨時学部長会議を開催し、部局毎の未受講者リストを配付してコンプライアンス推進責任者から直接未受講者へ「研究遂行のためのガイドブック」を熟読させ報告書の提出をもって 7 月 30 日に未受講者全員の受講完了を確認した。

なお、これまでは、コンプライアンス教育の対象者を福岡大学において研究に携わる者 (教育職員主体) として実施していたが、平成 30 年度以降におけるコンプライアンス教育対象者については、7 月 12 日開催の大学協議会で明確な定義付けを行い、適切なコンプライアンス教育の実施と受講管理を徹底することとしている。

また、9 月 20 日に「福岡大学研究倫理・コンプライアンス教育推進会議規程」を新たに制定し、今後のコンプライアンス教育の実施に向けた議論も行われている。

機関名:長崎総合科学大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、告発窓口、物品・役務の検収業務、業者による納品物品の持ち帰りは反復使用の防止策、換金性の高い物品の管理、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 非常勤職員にも、コンプライアンス研修が簡単に行えるような、ハンドブックの作成を予定。</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 全ての専任教職員(59名)、嘱託職員(9名)、パート職員(22名)を対象に「コンプライアンス教育研修」を開催し、本学の研究不正に関する取り組みや、研究者の行動規範、公的研究費に関する規程改定の内容、公的研究費不正防止計画を説明した。出席名簿で確認し欠席者(48名)に対しては資料配布、特に科研費交付者の欠席者(5名)はDVDでの映像受講を行った。その後の採用者に対しても全員(14名)、採用時SDの際に、同様の資料配布を行い説明している。 研究倫理教育 e-learning「eL-CoRE」の受講を義務付け、大学教員は全員(57名)、事務は運営・管理に関わる関係者全員(20名)に修了証を提出させている。研究活動の不正行為の他、研究費の不適切な使用についても受講内容に理解度チェックが含まれている。新規採用者や担当者変更の際はその都度案内し、受講者の一覧により受講漏れがないようにチェックしている。 加えて、科研費採択者全員(14名)及び関係事務全員(14名)については、「科研費事務説明会」を毎年開催し、研究費の適正使用の内容を含めている。 なお、欠席者全員(8名)個別に説明し、9月の科研費公募説明会でも研究不正防止の内容を含ませ啓発している。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 科研費等の競争的資金の運営・管理に関わる全ての教員及び事務員は、平成27年度「コンプライアンス教育研修」あるいは、それに相当する採用者SD、平成27～29年度実施の「研究倫理教育 e-learning「eL-CoRE」を全員(85名)受講しており、また、「科学研究費事務取扱に関する学内説明会」に参加しており、当日欠席した場合はDVDでの映像受講を含めた個別対応をしており、受講率は平成27～29年度で100%と把握している。 理解度については、コンプライアンス教育研修の時の、理解度を4段階に分けた「理解度アンケート」を実施、「理解度アンケート」や、「研究倫理教育 e-learning「eL-CoRE」による履修証明の他、「科学研究費事務取扱に関する学内説明会」においては、少人数であり質疑応答により理解度を判断している。(不十分と判断される場合は事務のサポートを高めている。)</p> <p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 学内規程に基づき、学外法律事務所に研究活動上の不正行為に関する通報に受付窓口を設置し、ホームページで内容を公開している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 原則として研究助成推進課が検収を行い、管財情報課が発注している場合や軽易なものは、教室事務などと分担して行っている。 なお、研究助成推進課は研究支援部門のため、物品検収の機会を持つことで、研究にそれらが、どのように使われているか研究への理解を深めたり、日常的なコミュニケーションをとったりできることや分担できることもあり、負担感はなく、実際には、教室事務、研究助成推進課、管財情報課が二重、三重に確認している。</p>	<p>特になし。</p>

【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】

納品後の検収で研究室に向いた際に、予め調査しておいた過去の調達データをもとに、今回の納品物品と過去の物品を確認することがある。

【換金性の高い物品の管理について】

消耗品として購入された換金性の高い物品は、パソコン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、モニタを対象とし、金額の多寡にかかわらず、品名・型番・シリアル番号を管理し、必要に応じて現物実査を管財情報課が行うこととしている。

なお、平成 29 年度は3件の対象があり、確認(記録)を行った。また、『換金性の高い物品管理一覧表』を作成し、教職員が閲覧できるグループウェアに公開している。

切手、レターパック類は、購入する場合に研究者に台帳で管理してもらい、研究助成推進課が定期的に棚卸しを行う。

第6節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】

長崎総合科学大学において、公的研究費の交付を受けている件数の 10%以上を対象として、不正使用が発生するリスク要因に着目したリスクアプローチ監査を行うものとし、物品等の現物確認および帳簿照合を行っている。

公的研究費により購入した物品等を対象に、事務局職員が研究室等に向いて現物を確認。管財情報課は、公的研究費により納入が行われた取引業者の帳簿との突合せを行い、平成 29 年度は抽出した4社を対象に帳簿照合の依頼を行い4社から回答があった。

機関名: 第一工業大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、責任体系の明確化、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 各学科及び事務職員ごとに各コンプライアンス推進責任者が自ら、「科研費を取り巻く現状」、「不正行為への対応等に関するガイドライン」、「第一工業大学の規程」等の教育を実施し、参加者名を含む「研究者倫理教育・コンプライアンス教育の実施状況」を作成することで受講状況を管理監督している。 なお、未受講者に対しては、平成 27 年度は同教育資料を別途配布して、平成 28 年度は同じ内容の補備教育を実施し、平成 29 年度は同じ内容の補備教育を実施したうえで更なる未受講者には教育資料を配布して、確実な把握に努めている。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 コンプライアンス教育は、教職員全員を対象として、以下のとおり実施している。 教職員：各学科主任(各学科コンプライアンス推進責任者)が各学科等のミーティングの時期等を活用して実施。 事務職員：朝礼で社会連携センター担当課長(コンプライアンス推進責任者)若しくは担当課長が朝礼の時期等を活用して実施。 実施時期：年1回を標準として第3四半期に実施。 実施内容：科研費を取り巻く現況(不正使用・不正行為の事例、特に平成 28 年8月に公表された研究費の不正使用事案を重点に)紹介、研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインの概要、本学の科学研究費(補助金・基金)に関する取扱規程、本学の科学研究費等の不正防止計画、「誓約書」の記入方法等</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンス教育の受講状況、未受講者への対応及び理解度把握は、以下のとおりである。 平成 27 年度 91.5% (受講対象者 96 人:受講者 86 人) 未受講者 10 名には、同じ教育資料を配布している。</p> <p>平成 28 年度 83.7% (受講対象者 92 人:受講者 77 人) 未受講者 15 名に対し後日、同じ内容の補備教育を実施、受講率 100%となっている。</p> <p>平成 29 年度 92.2% (受講対象者 90 人:受講者 83 人) 未受講者 4 名に対し後日、同じ内容の補備教育を実施、残り3名の未受講者に対しては教育資料を配布している。</p> <p>理解度については、教育実施後に質問形式により理解度を把握し、理解できていない箇所は改めて再教育を実施している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 沖縄科学技術大学院大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、告発窓口、納品物品の持ち帰り・反復使用の防止など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 対象者は、常勤役員、教員、研究ユニット職員、事務局職員とし、全職員にコンプライアンス教育(教室研修)を義務付け、平成24年度に常勤役員および全職員が受講した。平成25年度より新入校職員向け月次研修を開始するとともに、全教職員向け e-learning 研修を開始した(3年に1回の受講義務)。研修後、受講者へ誓約書の提出を求めている。平成30年度より、すべて e-learning による研修とし、受講義務の頻度を年1回に変更した。毎年一定の時期を定めて受講を促しており、この期間を過ぎた後でもコンテンツは常時閲覧可能としている。</p> <p>【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 平成27年度 78.1% (受講対象者717名:受講者560名) *全員対象 平成28年度 100% (受講対象者165名:受講者165名) *新入職員を対象とし、Certificateの提出を求めた。 平成29年度 90.5% (受講対象者233名:受講者211名) *新入職員を対象とし、Certificateの提出を求めた。 e-learning によるコンプライアンス研修については、受講記録を管理し、受講が完了しているものの Certificate の未提出者に対して、Certificate への署名と、コンプライアンスセクションへの提出を要請している。 また、受講が必須となっている e-learning コースについて、経営会議(Executive Committee Meeting)において、受講を完了するよう通達しており、エグゼクティブよりマネージャー以下の者に伝達している。</p> <p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 学内規程において通報窓口を規定し、沖縄科学技術大学院大学の外部にホットライン(法律事務所の弁護士)を設置している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 納品後に固定資産に RFID ラベルを貼付している。ラベルが貼付された物品が学外へ搬出された場合には搬出日時が自動的に記録される。 パソコンが納品された際には、納品時に筐体にレーザー刻印を行っている。 検収システムを使用して検収状況を録画している。</p> <p>【その他】 1. ガイドライン改正(平成26年2月18日)後の取組について 最高管理責任者は、隔週で行われるエグゼクティブミーティングにおいて、不正防止計画の実施状況や必須トレーニングの受講状況について行われる報告に対し、必要に応じて、リスク分析の指示、必須トレーニングの受講の徹底を指示する等の対策・改善を講じている。</p> <p>2. 研究活動の効率低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減も踏まえた不正防止方策の在り方について コンプライアンス研修の教室形態での実施については、研修提供側・受講者側の職員ともに負担が大きく、管理コストも増加するため、本学での他の必修研修(研究安全等)と併せ、e-learning 形式を全学的に導入した。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 森林研究・整備機構

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、外部通報相談窓口の設置など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 「研究不正防止等に向けたe-learning講習」、「公的研究費等に関する事務説明会」、「公的研究費等に関する事務説明会を踏まえた定着度把握e-learning講習」を実施している。「公的研究費等に関する事務説明会」の受講対象者が曖昧だったが、平成 30 年度からは、全ての研究職員・事務職員及び公的研究費事業に従事する非常勤職員を対象とし、コンプライアンス教育を実施している。</p> <p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口について】 公益通報制度により告発保護の観点から、第三者機関である法律事務所に外部通報相談窓口を設置している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 国立環境研究所

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 対象者を適切に定め、全員受講を義務化し、年2回監査法人により講義形式で実施している。長期海外出張等のやむを得ない者を除き受講を確認し、適切な受講管理が行われている。 平成27年度: 402/411名(97.8%) 平成28年度: 406/413名(98.3%) 平成29年度: 404/408名(99.0%)</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 業者が入所する際は、入所許可申請を行う旨周知し、日々出入りする業者についても、入所の都度守衛書で入所票を発行し、出入りを管理している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 情報通信研究機構

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、業者との癒着を防ぐ取組など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 競争的資金等に関するコンプライアンス研修(e-Learning 研修)においては、合格点を設定し、システム上受講状況及び理解度を把握している。部署ごとの受講率をコンプライアンス推進責任者に提供し、受講率向上に努めるとともに、e-Learning 研修における理解度の低い問題については、講習会等で強調して説明するなど、理解度向上に努めている。</p> <p>また、未受講者には説明会等の様子を録画したビデオによる受講を依頼し、応募前や人事異動時には e-Learning 研修を受講するよう依頼している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 理事を責任者として推進している調達等合理化計画において、競争性確保の観点から、1社応札の割合など調達の現状と要因の分析を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルールの周知、構成員と業者の癒着を防止するその他の対策など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように、国立文化財機構及び東京文化財研究所の規程・規則等(会計規定、旅費規程等)に加え、それらを準用した資料「公的研究費の適正な執行について」、「研究費の執行に当たっての留意点」を作成し、所内の説明会で周知を行っている。また、ルールの変更があった場合は、職員への周知を行っている。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 東京文化財研究所における公的研究費不正防止計画 2. に「競争的資金等管理規程第7条第6項に定めるコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の使用に関わる者に不正防止を目的とする誓約書の提出を求めるものとする。」と規定されており、当該規程に基づいて、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めている。 「東京文化財研究所または独立行政法人国立文化財機構の内部監査、その他調査等に協力すること。」、「東京文化財研究所の構成員または取引業者等から、不正な行為の依頼等があった場合は通報すること。」、「東京文化財研究所が実施するコンプライアンス教育を受講し、機関の不正行為に対する方針及びルール等を十分に理解するよう努めること。」と規定されている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 業者との打ち合わせについては、事務室内のオープンスペースで行い、担当者と業者のみにならないようになっている。東京文化財研究所 HP に、「東京文化財研究所と取引をされる企業等の皆様へ」というページを設け、誓約書の提出依頼、「独立行政法人国立文化財機構における契約に係る取引停止等の取扱要項」等を掲載している。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】 機関内システムの運用により、発注段階で支出財源の特定及び予算執行の状況の把握を行っている。その際に、特定の業者との関係などに注力することにより、リスクに応じた対応が図られているのかを検証している。</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 業者が入出構する際に、建物入口にて、受付担当者が必要事項(氏名、所属、時間等)の記録を行っている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:愛知県がんセンター

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、予算執行状況の把握など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行い、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 愛知県病院事業財務規程に則った使用ルールを明確に定め、ハンドブックにとりまとめている。</p> <p>【ルールの周知について】 公的研究費の使用ハンドブックを毎年度改訂するとともに、センター内に周知するため、研究者及び研究補助者等を対象とした公的研究費の事務処理説明会を年度当初に実施している。欠席者に対しては公的研究費使用ハンドブックを配付し、必要に応じて個別に説明、質問等の対応を行っている。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 愛知県がんセンターに所属している、研究代表者、研究分担者、研究協力者、研究費の経理に関わる職員を対象に誓約書の提出を求めている。 公的研究費の使用にあたり、取引業者の利害関係者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう誠実に行動すること。職員は相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めることを盛り込んでいる。</p> <p>【行動規範の策定について】 「愛知県がんセンターにおける公的研究費の適正使用に関する行動規範」を策定し、ウェブサイトにて内外に周知するとともに、公的研究費の使用ハンドブックにも掲載し、センター内の説明会で配布することにより構成員に周知している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】 各研究事務担当者から研究経費担当へ提出される発注依頼書に、支出財源を記載する欄を設けることにより特定している。また、予算執行の状況を、専用の収支システムを整備・運用することにより管理するとともに、毎月各研究費の収支簿を研究者(研究事務担当者)へ配布し、双方で執行状況を確認している。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】 9月末、12月末時点の予算執行状況を確認し、適正執行を促すこととしている。特定の業者に偏った発注が見受けられた場合、注意喚起をすることとしている。</p>	<p>特になし。</p>

機関名:愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、予算執行状況の検証等、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>「愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所科学研究費補助金等事務取扱要綱」及び「愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所公的研究費の不正防止計画」において、競争的資金等の運営・管理の具体的なルールを明確に定めている。簡便な「会計ルール」作成し、全ての構成員に配布し、内容を徹底させている。</p> <p>【ルールの周知について】</p> <p>ホームページに「愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所における公的研究費の管理・監査体制について」を掲載し、また関係者を集めてルールを説明し、随時質問にも応じている。不明な点や紛らわしい点がある場合は、文部科学省及び学術振興会へ逐一問い合わせ、その結果を所員に周知している。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>「研究費の不正使用に関する取扱規程」第3条5項に「コンプライアンス推進責任者は、機関内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、次の事項を盛り込んだ誓約書の提出を求めなければならない。(1) 機関の規則等を遵守すること。(2) 不正を行わないこと。(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。」と規定されており、当該規程に基づき、誓約書の提出を求めている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の検証等について】</p> <p>愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所研究倫理綱領(第8条)に「研究者及び事務職員は、予算の執行状況を常に検証し、実態と合ったものになっているか確認し、問題があれば改善策を講じなければならない。」と規定されており、当該規程に基づき、支払担当者から研究代表者等へ予算執行状況を報告し、研究計画がどのような進行状況か聞き取り調査をし、改善策を研究者と事務担当者が話し合うようにしている。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】</p> <p>「愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所における公的研究費の不正防止計画」(3の(7))に「従事者本人が、業務終了後、出勤表を会計担当者に提出することとし、業務内容等について従事者本人から直接、事実を確認する。また勤務状況の事実確認を不定期に実施する。」と定めている。勤務状況の事実確認は、1ヶ月に1回、事務部門が実施している。</p>	<p>特になし。</p>

機関名: 熊本大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、責任体系・ルールの明確化、コンプライアンス教育の実施・受講管理及び理解度把握、告発窓口、予算執行状況把握、非常勤雇用者の雇用管理、研究者の出張計画の実行把握管理、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>また、平成 29 年 7 月 31 日に最終報告書が提出された不正事案(架空請求(カラ出張))に係る再発防止策については、熊本大学が策定した出張の事実を確実に把握するための措置として、旅費システムのカスタマイズの実施(平成 29 年 8 月)、出張報告の速やかな提出の指導徹底、委託業者へのチケット手配率の向上(研究者の手続の軽減、管理体制の強化)などの改善措置を実施。</p> <p>また、研究費の使用に関する更なる意識改革のための措置として、旅行申請等に係る留意事項を全教職員へ通知(平成 29 年 4 月)、教員及び旅費担当事務職員に対する旅費システムの操作説明会の開催(旅費システム改善の目的・意義について理解させ入力方法の周知徹底)、教職員を対象とした研究費の不正使用等に関する研修会の開催(全教職員を対象に研修会を複数回(平成 29 年 7 月及び 9 月)実施し、研究費の不正使用防止に対する意識の向上)が既に実施されていることを確認した。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】</p> <p>公正研究推進会議及び公正研究推進事務室と連携のもと「熊本大学における不正防止計画」に基づき、誓約書の徴収、公的研究費の管理・監査に関するアンケートの実施等により、機関全体の具体的な対策を策定している。その実施状況については、公正研究推進事務室をとおして最高管理責任者に報告し、教育研究評議会等の全学会議体において報告を行っている。</p> <p>文学部における研究費不正事案に関しては、統括管理責任者から最高管理責任者(学長)に当該事案調査結果について報告を行うとともに再発防止策について勧告を行った。最高管理責任者は、公正研究推進会議で検討してきた再発防止策(旅費業務管理システムの改修等)について、実行するよう要請し、公正研究推進会議長より各部局長に対し、研究不正の防止強化及び旅費システム改修に係る通知文書を出し、研修会を開催した。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化</p> <p>不正事案が発生した原因の一つとして適切な出張申請・報告が行われなかったことが挙げられる。教員ハンドブックでは「事前に旅行申請を行う」「速やかに出張報告を行う」よう明記していたが遵守されていなかった。ルールの周知だけでは対応不足であった分については、旅費業務管理システムにおいて申請者に対する牽制体制及び部局事務担当者におけるチェック体制の担保を行うことが再発防止策として実効的であると捉え、旅費業務管理システムの改修及びチェック体制の強化を行った。</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>研究不正防止研修会 教職員を対象として、預け金、カラ出張の防止等の事項を踏まえた説明会を開催している。毎年科学研究費補助金説明会にあわせ、7月と9月の年2回(各回2地区)実施している。なお、この研修会の動画は学内ホームページに掲載(全教職員宛メールにて通知)している。</p> <p>研究倫理教育教材による e-learning 受講 教員、大学院生を対象として「研究倫理教育に関する実施要領」に基づき、各コンプライアンス推進責任者のもと CITI-Japan 又は eL-CoRE を受講している。有効期間を5年間とし受講状況について修了証の提出を求め管理している。</p> <p>事務職員を対象とした研究費不正防止に係る説明会 事務職員を対象とし、会計検査院による決算検査報告における掲記事項、学内監査で指摘された事項及び研究費の不正防止に係る説明会を実施。年1回(2地区)開催。</p> <p>Web を利用したアンケート調査を実施 教職員を対象として、年1回コンプライアンス教育の啓発を目的として Web アンケートを実施(平成 29 年度は、研究不正案件の原因であった旅費に関する事項を中心に実施)し、その分析結果について教育研究評議会で報告。</p> <p>また、分析結果及び設問事項に対する解説を学内ホームページに掲載し、統括管理責任者より全教職員宛へ通知した。当該通知において、研究不正に対する理解不足の回答があったことを踏まえ、不正行為に対するさらなる認識の向上を求めた。</p> <p>なお、不正事案の調査段階であったが、不正原因が旅行申請・報告が適切に行われなかったことに鑑み、平成 29 年 4 月に全職員宛へ「旅行申請等に係る留意事項について」を出し、注意喚起を行った。</p>	<p>特になし。</p>

【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】

不正事案に係る対象年度である平成 28 年度までと以降の平成 29 年度の受講率等は、以下のとおりである。

平成 27 年度 82.3% (受講対象者 1,340 名:受講者 1,103 名) 未受講者宛にメールにより督促

平成 28 年度 89.9% (受講対象者 1,362 名:受講者 1,224 名) 未受講者宛にメールにより督促

平成 29 年度 95.8% (受講対象者 1,316 名:受講者 1,261 名) 未受講者宛にメールにより督促

未受講者に対しては、メールでの督促後も未受講の場合は、引き続き個別に督促を行っている。また、研究倫理教育の修了を科研費の応募条件とすることで受講の徹底を図っている。

平成 29 年度より、公正研究推進会議長制定の「研究倫理教育に関する実施要領」を定め、部局毎に定められた e-learning による研究倫理教育教材(CITI-Japan 又は eL-CoRE)を受講することとした。

また、受講完了後は、修了証を各部局事務担当へ提出することにより、受講完了確認を行っている。

なお、各プログラムとも、修了要件として確認テストをクリアすることが求められているので、修了証提出者は、各プログラムの理解を得ているものとする。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

第三者機関等の窓口について、学内規則に基づき「総務部総務課及び学外の弁護士事務所に置く」と規定されており、当該規則に基づき外部窓口として弁護士事務所に設置している。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

職員等のコンプライアンスに関する意識向上を目的とした Web アンケート意識調査により課題点を把握、監査室による研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく監査等により、不正防止計画の実態及び不正を発生させる要因についての検証、評価を行っており、当該監査による評価(改善措置要請)に基づき、より具体的な対策をとることとしている。

(2) 不正防止計画の実施

研究費不正のほか研究活動不正についても取り扱う公正研究推進事務局を設置し、倫理教育の実施等具体策の実行を行ってきた。各取組み状況については、親会議である公正研究推進会議や教育研究評議会等の全学会議に報告し、機関として実施状況について把握するようにしている。

しかし、文学部において不正事案が発生したことから、研究倫理意識の向上を図ることはもちろんのこと、不正を防止するシステム作りにも重点を置き取組みを行った。

具体的には、旅費業務管理システムにおける申請時入力内容の具体化、旅行申請内容変更時における注意喚起、出張報告入力事項の具体化等システムの改修を行い、あわせて用務遂行確認書類の提出義務化により各部局におけるチェック体制を強化した。これらの体制により、日常から確認体制が担保されるようにしている。

また、これらの事項については、内部監査機関である監査室による監査を受け、改善が必要な事項について関係部署にもフィードバックの上、対応を公正研究推進事務局において行っている。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【予算執行状況の把握について】

熊本大学における物品請求管理システム、旅費業務管理システム及び謝金業務管理システムにて、発注、申請段階において、執行予算の範囲内で予算番号を選択し、支出財源を確定させなければ入力できない仕組みとなっている。発注者、部局事務、契約部門では、共通のシステムにより予算管理を行っており、システム上では、執行時に予算差し引きが行われるため、予算ごとの執行状況について把握している。

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

就業管理システムにより事務部門で雇用管理を行っている。また、就業管理システムを使用しない雇用者は出勤簿を事務部門で管理し、非常勤雇用者へ毎日、出勤簿への押印と始業終業時間等記録簿への勤務時間の記入を行わせている。

【研究者の出張計画の実行状況等について】

旅費業務管理システム及び出勤簿を用いて、出張計画の実行状況等を事務部門が把握・確認している。

第6節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチ監査について】

監査室では、不正使用、不正行為の防止に関する調査として、以下のリスクアプローチ監査を実施している。

旅費(旅費の二重支給リスク)、 給与・謝金(プール金のリスク)、 物件等(預け金のリスク)。

これらの結果において、不適切又は一部改善を要する事項が指摘され、監査室長より不正防止担当理事に対して内部監査の結果に基づく改善措置が求められた。

当該改善措置について、担当理事から公正研究推進事務室会議での審議要請があり、同会議で改善策の方向性について検討が行われ、さらに当該事務室の構成課等において具体的方策の検討が行われた。

その検討結果について、「監査報告書に対する改善の措置等について」として取り纏められ、担当理事より監査室長に対し回答が行われた。併せて、当該措置について、3月の教育研究評議会において担当理事(統括管理責任者)より報告が行われ、コンプライアンス推進責任者に周知が行われた。

【その他】

定期的にコンプライアンス推進責任者等に対し、学内会議等を通して、意識向上のための啓発を行っており、責任者が交代する際には十分な引継ぎ等を行うよう、本学不正防止計画の中で定めている。

また、教職員に対しては年2回の研究不正防止研修会開催のほか、本学ホームページにおける研究不正防止に関する情報の随時更新と教職員への周知徹底に努めている。

公正研究推進ハンドブック及び教員ハンドブックを作成して教職員へ配布し、本学ホームページ上でも公開することで、周知を徹底し、効率的・効果的な研究不正防止対策の実施につながった。

また、剽窃・検出チェックソフト(iThenticate)を導入することで、論文チェック等の教員の負担を軽減し、研究活動の時間確保につながる効果を高めた。

出張に関して、本学が委託している旅行会社へのチケット手配率を向上させることで、旅費の管理体制を強化するとともに出張者の手続きの負担を軽減した。

旅費業務管理システムの改修により出張事前申請の原則、適切(虚偽なき)な出張報告が行われるような体制になっているが、その改修の効果等がさらに発揮できるような体制を構築した。

具体的には、より速やかな出張報告が行われるよう、全教職員のメールアドレスを登録の上、一定期間出張報告入力が行われなかった場合は、「出張報告督促メール」を自動送信できるよう旅費業務管理システムを改善した。

機関名:神戸市看護大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、コンプライアンス教育の実施、受講管理及び理解度把握、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>また、平成 29 年 3 月 29 日に最終報告書が提出された不正事案(架空請求(カラ出張))に係る再発防止策については、神戸市看護大学が策定した、出張前の用務の確認の徹底(旅費支出決議書の様式を改善)、出張報告書の確認の徹底(出張報告書様式の改善)、コンプライアンス教育の徹底(コンプライアンス意識の更なる徹底)が既に実施されていることを確認した。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、先般の不正事案に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 平成 29 年 3 月に公表された研究費の不正事案最終報告書に記載のあるとおり、出張旅費支出決議書及び出張報告書の様式において、研究課題との関連性 日毎の用務先や用務内容 研究代表者の確認印 宿泊先や面談者の所属・氏名を追加記入させ、事後確認が可能となるよう改善されている。</p> <p>(3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 コンプライアンス教育の受講者の受講状況は、「コンプライアンス研修受講状況確認表」を作成して把握している。また、理解度については、「公的研究費の使用に関する理解度チェックシート」に研修参加者に記入・提出してもらい把握している。平成 29 年 3 月に公表された研究費の不正事案を受け、平成 27 年度には未受講者に対するフォローアップを行っていなかったが、平成 28 年度から実施し、約 9 割という高い受講率を維持している。</p> <p>【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 誓約書に、「公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めること。」という事項を盛り込んでいる。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因と不正防止計画の策定・実施</p> <p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 「公的研究費の不正防止計画」において、規定している「不正防止計画推進委員会」を平成 29 年度においては 3 回開催し、その中で、「科学研究費執行マニュアル」に対して、全教職員に対してアンケートを行い、分かりにくい点を収集している。さらに、年に 1 度モニタリング調査を行った結果も踏まえ、「科学研究費執行マニュアル」を改定することなどを盛り込んだ「平成 30 年度公的研究費の不正防止対策の実施計画」を定め、不正発生要因を体系的に整理・評価した上で、実行している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】 年間取扱額が 200 万円以上の業者に対して「公的研究費の不正使用防止に関する誓約書」の提出を、各年度末が行われた 7 月初旬に求めており、機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮した実効性のある対策が実施されている。</p> <p>事業者配布する「神戸市看護大学と取引のある事業者の皆様へ(お願い)」の文書の中で、見積書、納品書及び請求書は事業者自らが記載することを盛り込んでいる。</p>	<p>特になし。</p>